

「天和の治」における將軍像と『牧民忠告諺解』

——大老・堀田正俊の思想——

小川 和也

はじめに

貞享元年（一六八四）八月二八日、江戸城において、大老が白昼刺殺されるといふ前代未聞の事件が起こった。

刺殺されたのは、堀田正俊である。正俊は「五時」^{いっしご}（午前八時）ごろ登城した。事件が起こったのはそれから間もなくのことである。正俊を刺したのは若年寄・稲葉正休で、正俊は脇腹を刺され瀕死の重傷を負う。一方、正休はその場にいた老中や他の若年寄によって成敗されている。正俊は直ちに御用部屋へ運ばれ、「外科衆」と呼ばれる医師による手当が施されたが、「急所ト申ス突キ疵ニテ以テノ外重」^①い状態で意識不明のまま自邸に移送された。そして、

「九時」（午前一二時）過ぎに逝去、享年五一でその生涯を閉じた。

江戸城という国家権力を象徴する場所で起こった大老刺殺。この衝撃的な事件は、当時からさまざま憶測を呼んでいる。だが、加害者も被害者も、事件後ほどなく死亡しており、真相は今日に至るまでわかっていない。

さて、ここで注目したいのは、重傷の正俊が担ぎ込まれた自邸である。この屋敷は江戸城の正門である大手門のすぐ前にあつた。天和元年（一六八一）一月一日、正俊は五代將軍・徳川綱吉からこの屋敷を拝領した。以前の屋敷の主は、大老・酒井忠清である。忠清は「下馬將軍」とも呼ばれ、四代將軍・家綱をも凌ぐような権勢を振るつた人物であつたが、綱吉から致仕を言い渡され失脚していた。

忠清に代わって、大手門の屋敷の主となつた正俊は当時老中であつたが、その年、上州安中から下総古河に転封となり、五万石の加増、大老となる。翌年、四万石の加増、譜代としては大身の一三万石の大名となり、忠清の没落と好対照に昇進を遂げている。

綱吉政権の初政は、元号にちなんで「天和の治」と呼ばれているが、実際には綱吉が將軍となつた延宝八年（一六八〇）八月から、貞享元年（一六八四）八月までの四年間を意味し、「天和の治」は正俊の死とともに終わりを告げる。つまり、正俊は「天和の治」の中心人物であつた。

「天和の治」の意義は、戦前より縷々指摘されており、分厚い研究蓄積があるが⁽²⁾、戦後に研究史を一新したのは辻達也の研究であろう。辻が掲げる「天和の治」の画期性は、「賞罰厳明」政策と農政刷新の二点に集約される⁽³⁾。「賞罰厳明」政策とは、主に將軍権力による大名・幕臣統制を指している⁽⁴⁾。農政刷新とは、幕領における大量の代官の肅正・罷免・更迭に象徴される。前者は將軍・大名間の権力構造の変化であり、後者は農民と幕藩制国家権力の関係性の変化といえる。つまり、綱吉政権は、將軍権力の強化により領主層を一元化し、農政において新しい方針を打ち

出したことになる。この新しい方針とは何か。

深井雅海は綱吉政権下において、処罰された幕臣の数のピークが「天和の治」より後、貞享四年（一六八七）以降にあることを突き止め、「元禄側用人政治」にこそ「賞罰厳明」策の意義がある、と主張している⁽⁵⁾。しかし、辻が最も重視しているのは、「天和の治」において、幕府が初めて掲げた新しい理念、すなわち、「儒教的理想主義」の導入であり、幕藩制国家の思想上の変化である。その「儒教的理想主義」を背景に、「従来領主と農民との間に介する土豪的・年貢請負人的存在であつた代官が……幕府の徴租官僚化していった」と主張している⁽⁶⁾。つまり、綱吉政権が領主層に厳しく臨んだ「賞罰厳明」策の盾の半面が「儒教的理想主義」であり、代官の「官僚化」の思想的支柱として考えられている。

さらに、この「儒教的理想主義」は、綱吉政権下で幕領に発布された「民は国之本」で始まる延宝八年閏八月の触書に代表される、とする⁽⁷⁾。幕藩制国家の思想とは、煎じ詰めれば、国家の正統性をめぐる問題といえる。辻の研究の画期性は、綱吉政権下の幕藩制国家が「儒教的理想主義」を掲げて、民衆と新しい関係を取り結ぼうとしたことを見

いだした点にある。以後、この条目は、数多くの通史的研究のなかで取り上げられ⁽⁸⁾、近世国家が官僚的文治統治へ転換する指標として定着している。

ところが、この条目は著名度と裏腹に、これまで、その思想的背景がほとんど明らかにされていない。条目の発布者は、堀田正俊である。『御触書寛保集成』⁽⁹⁾の初編には、寛永一九年（一六四三）〜寛保三年（一七四三）の百年間に、「民は国之本」条目同様、幕領の代官に宛てて通達された触書（御代官え被仰渡部）二四通が収録されている。このうち、老中が署名しているものは二通しかなく、うち一通は五人の連署で、老中が単独で署名しているのは、この条目しかない。この条目は、「儒教的」な「民は国之本」という抽象的理念が盛り込まれていることで異例とされるが、老中の署名が単独で添えられていることでも異例である⁽¹⁰⁾。

だが、辻は、「儒教的理想主義」の導入について、「急激に顕著に幕政の中核に入ってくるのは綱吉の登場」によるものとし、綱吉の主導性を指摘する⁽¹¹⁾。また、横田冬彦は、この条目を「綱吉の「仁政」宣言」⁽¹²⁾としている。確かに、徳富蘇峰が「初政においては、綱吉と正俊は、ほとんど同

功一体であった」と述べているように⁽¹³⁾、政権発足当時、綱吉と正俊は一体性が強かった。条目の発布者である正俊を幕府の農政専管に任命したのは綱吉であり、この条目を綱吉政権の宣言とするのは正しい。しかし、条目の思想的背景を探るには、条目の理念が、綱吉によるものなのか、それとも、正俊によるものなのか、明らかにする必要があるだろう。

そこで、本稿では、「民は国之本」条目の思想的背景を明らかにしたい。考察の中心となるのは、正俊の『賜言録』などの著作、および、林鷲峰の訳注書『牧民忠告諺解』という二冊の書物である。これらの書物がどのように成立したのか、その考察を通じて、正俊の政治思想を探り、「民は国之本」条目に象徴される「天和の治」の意義を再検討する。

第一節 「民は国之本」条目の意義

1 「民は国之本」条目の発布者は誰か

近世史研究において、儒教が浸透する大きな画期の一つ

とされてきたのは、五代將軍・徳川綱吉の治世である。⁽¹⁴⁾

延宝八年（一六八〇）、綱吉は將軍となるや九月、林鳳岡を召し『大学』を講じさせた。以来、毎月三回講筵を開くのを恒例とした。また、元禄三年（一六八二）八月、老中以下諸役人を集め、自ら『大学』を講じて以来、大名・旗本らを呼び四書を講じることが恒例となった。こうした儒教への傾倒ぶりは、「常憲院殿御実紀御附録」によく描かれている。

だが、辻は「儒教的理想主義」の浸透を、領主層内の經典の講義・聴講ではなく、領主と民衆が年貢をめぐってせめぎ合う農政の分野に置く。そして、幕領の代官に出された「民は国之本也」条目こそが、農政の諸問題に、幕府の「首脳部が儒教的理想主義をふりかざして解決にのぞむ」⁽¹⁵⁾姿勢を示したものと主張する。

では、この条目がどういうものか、実際に見てゆこう。

これは、延宝八年（一六八〇）、五代將軍・綱吉政権下において、幕府領の代官に「条々」として出されたもので、「民は国之本也……」という文言で始まる七条目を指している。条目発布までの簡単な経緯は、この年四月、四代將軍・家綱が病に倒れ、將軍継承問題が緊急の課題となる。

五月八日、家綱死去。八月五日、正俊は、「御前江堀田備中守欠字君之万事百姓等御用之儀被欠字仰付之」⁽¹⁶⁾、綱吉から直々に農政全般の指揮をとるように命じられる。そして、閏八月三日に条目が幕府領の代官に通達された。以下に条目の内容を掲げる（行論の便宜上、各条目の頭に丸付数字を付した）。

【史料1】

条々

①一民は国之本也、御代官之面々常に民之辛苦を能察し、飢寒等愁無之様二可被申付事

②一国寛なる時は民奢ものなり、奢時は己か事業に懈り安し、諸民衣食住諸事奢無之様二可被申付事

③一民は上へ遠きゆへに疑有ものなり、此故に上よりも又下を疑事多し、上下疑なきやうに、万事念入り可被申付事

④一御代官之面々常々其身をつゝしみ、奢なく民之農業細二存知之、御取ケ等念入宜様二可被申付候、惣て諸事不任手代、自身被勤儀肝要候、然時は手代末々迄私任問敷事

⑤一面々の儀は不及申、手代等に至まで、支配所之民私用につかはす、并金銀米銭民より借金、又は民えかし不申様に堅可被申付事

⑥一堤川除道橋等其外諸事常々心につけ、物こと不及大破時、支配所え達し、可被加修理、并百姓争論かましき儀在之節は軽きうちに聞届、内証にて可相済儀は、依怙最負なく不及難儀様に可被申付事

⑦一面々御代官所得替又は私領相渡候節、跡々未進其外諸事無油断、常々念を入、第一御勘定無滞様二可被心得事

右之条々、堅可被相守者也、

延宝八年閏八月三日

備中

(17)

この「民は国之本」条目は、単なる建前ではなく、發布から綱吉の治世二九年間に、三四人の代官が死刑あるいは免職となり、中世の土豪を前身とするような地縁的代官が一掃され、幕府が地方官機構を一新する思想的な梃子となった、とされている。⁽¹⁸⁾ 条目全体の末尾に、「備中」とあるように、直接の発布者は当時の老中・堀田備中守正俊である。

しかし、例えば、高埜俊彦は、「民は国の本なり」と綱吉が命じたときの民とは、新しい農村の小家族農民」とし、綱吉政権下における「民は国之本」という觀念の登場を綱吉によるものとしている。⁽¹⁹⁾ 高埜は具体的に史料を挙げていないが、『徳川実紀』には次のように記されている（引用文中、丸付数字は筆者）。

【史料2】

この日前にまかりたる遠国の寺社人暇の賜物あり。」代官の輩に民の辛苦を察し、飢寒の愁^{うれ}なからむやうはからふべし。②国寛なる時は民奢り、奢る時は本業に懈怠す。諸民衣服屋舎奢侈あらしむべからず。③民は上に遠ければ疑い多く、上もまた下を疑事少なからず。上下疑いなからんやう、万に心いれはからふべし。④代官等常に其身をつゝしみ奢なく、稼穡^{かしく}の事明詳にわきまへ、賦税に心入て、諸事属吏にまかせず、みづからつとむべき事肝要なり。然時は属吏私曲あるべからず。⑤代官はいふまでもなし、属吏等に至までも、所治の民を私用に使役し、金銀、米銭、相互に借こと

あらざらむやうかたく令すべし。⑥堤防、道橋、其他常に心用ひ、大破に及ばしむべからず。さきだちて修理加べし。百姓争論あらば、小事の内に内々に裁断すべし。依怙の沙汰して難儀に及ばしむべからず。⑦所治得替、亦他領引渡の跡に、未進なからんやう、諸事おこたらず、常々指揮とどこほる事あるべからずとなり。⁽²⁰⁾

これは、「民は国之本」条目の七つの内容とほぼ一致している。また、傍線部の箇所は、主語が明示されていないが、綱吉が代官を呼び、「民は国之本」条目を直々に申し渡したかのように読める。

ところが、よく見ると、条目と『徳川実紀』の記載は微妙に異なる。例えば、「民は国之本」条目では、例えば、「奢時は己か事業に懈り安し」とある箇所が、『徳川実紀』では、「奢る時は本業に懈怠す」、また、「御代官所得替」とある箇所が「所治得替」など、全体に用語・言葉遣いが違っている。そして、なによりも奇妙なのは、この『徳川実紀』では、「民は国之本」条目が発布された閏八月三日ではなく、ちょうど一カ月前の八月三日の箇所に記載されて

いることである。

2 『徳川実紀』と『颯言録』の記載

これまで、『徳川実紀』は一次史料として用いられてきたが、近年、その「明君録」としての性格や編纂過程での問題点が指摘されており、原史料に立ち返る必要性が説かれている。⁽²¹⁾ この箇所では『徳川実紀』が典拠になっている記録は、「日記」いわゆる『江戸幕府日記』と『延宝録』の二書である。

まず、『延宝録』⁽²²⁾を繙いてみる。八月一日に「御先代小納戸衆六人御加増」の記事があり、そこから一気に七日の「永井信濃守跡舎弟万之丞新地一万石被下之」という記事まで飛んでおり、二く六日の記載はない。次に、『江戸幕府日記』を繙いてみると、八月三日は、【史料2】冒頭の「遠国の寺社人暇の賜物」の記事のみで、四日の「於評定所式日寄合堀田備中守出座」という記事に移っている。⁽²³⁾ つまり、『徳川実紀』が典拠とする記録には、江戸城で代官たちに「民は国の本なり……」云々ということが通達された記載は存在しない。このことから、『徳川実紀』の記

載は『徳川実紀』編纂過程のなかで、条目が発布された「閏八月三日」の「閏」を見落として「八月三日」に挿入してしまつた可能性が考えられる。

『徳川実紀』の他にも、「民は国之本」観念を綱吉によるものとする史料がもう一つある。それは、他ならぬ条目の発布者・堀田正俊の著書『颺言録』である。この書物には、「今大君聖明^{ニシテ}徳化及^レ下^ニ、初新政之時、有^ル命曰、民惟邦本、不^レ可^レ忽^ス諸^ノ」⁽²⁴⁾と書かれていた。綱吉は政権発足にあたり、正俊らに「民惟邦本」という理念を基本姿勢にせよ、と命じたというのである。これは、条目の「民は国之本」という理念が、綱吉によつて盛り込まれた有力な証拠たりうるように見える。

だが、若尾政希は、この記載について、綱吉の「徳」を称えることを主眼としたこの文を事実として認めてよいのか⁽²⁵⁾と疑問を呈している。ここで問題となつてくるのが、『颺言録』という書物の史料的性格である。これまで『颺言録』は、綱吉の言動を記した史料として用いられてきた。しかし、この書物の成立過程はほとんど検証されていない。『颺言録』を史料として用いるには、この書物の性格を明らかにしておく必要がある。

第二節 『颺言録』にみる將軍像

1 『颺言録』の諸本比較

『颺言録』は、天和三年（一六八三）一二月、正俊が五〇歳のときに成立した書物である。『颺言録』は現在、活字化されて『続々群書類従』⁽²⁶⁾に収録されている。通例、研究史では、この群書類従本をテキストとして用いてきたが、諸本研究は行われていない。そこで、まず、基礎作業として、諸本比較から始めたい。筆者の調査では、これまでに八本の諸本の存在を確認している（次頁表参照）。

まず、八本のうち二本は、佐倉厚生園所蔵「堀田家文書」に含まれている。二本とも単本ではなく、一本は『紀氏叢書』、もう一本は『文明集』に収録されている。『紀氏叢書』『文明集』ともに天保期に成立したものであり、二本の『颺言録』は、佐倉藩堀田家⁽²⁷⁾の後年の編纂物に謄写されたものである。二本とも丁数は一八で同数。一丁当たりの行数・字数も全く同じである。違いは振り仮名と訓点の有無で、『文明集』本は白文、『紀氏叢書』本は振り仮名と訓点が

『颯言録』諸本一覧

No	所蔵先	形態	巻数	備考
1	佐倉厚生園堀田家文書	『文明録』に所収。写本。	4巻	天保期に謄写。
2	佐倉厚生園堀田家文書	『紀氏叢書』に所収。写本。	4巻	天保期に謄写。
3	内閣文庫	『紀氏叢書』に所収。写本。	4巻	謄写年不明。
4	国文学研究資料館	『勸忠書』『芥説』『克己書』と合冊。写本。	4巻	謄写年不明。福井久蔵氏旧蔵。
5	東京史料編纂所	1冊本。写本。 7の影写本。	4巻	幕末の謄写。和田東松氏所蔵本。
6	東京史料編纂所	1冊本。写本。 7の影写本。	3巻	1956年に影写。
7	堀田正久氏	1冊本。原本。	3巻	自筆稿本「正本」。
8	堀田正久氏	1冊本。原本。	4巻	自筆稿本「副本」。

施されている。残り六本のうち、三本の所蔵先が『国書総目録』に記されている。内閣文庫、福井久蔵氏、東大史料編纂所である。まず、内閣文庫本であるが、これは堀田家文書本同様、『紀氏叢書』に収録されているものである。福井久蔵氏所蔵本は現在、国文学研究資料館に収蔵されている。題箋の外題

には「堀田侯 観忠書 芥説 颯言録 克己書 合四」とある。「観忠書」は正しくは『勸忠書』で、『芥説』『颯言録』とともに正俊の著作である。『克己書』は息子の正仲の書。これら四書が合冊され一冊本になっている。福井本には振り仮名と訓点は施されていない。丁数は二〇。「福井氏蔵書印」が押されている。

東大史料編纂所本は、和田東松氏の所蔵本で丁数は一六。幕末ごろの写本で、後の活字版『続々群書類従』の底本とされている。⁽²⁸⁾以上の五本は、いずれも写本である。残り三本は、二本が原本、一本は原本から複製された影写本である。原本二本は、正俊の子孫・堀田正久氏所蔵、影写本は東大史料編纂所所蔵である。

正久氏は正俊の子孫で、正俊から数えて一二代目堀田家当主として、千葉県佐倉市にある堀田家の菩提寺・甚大寺に居を構え、「扇の小箱」と呼ばれる堀田家伝来の小箱を所蔵していた。これは、黒漆の木地に扇の形が螺鈿で象嵌されたもので正俊の手文庫とされている。小箱のなかには、家光の鶴鴿図、家綱の正俊宛書簡、堀田正盛の辞世の句、正俊の和歌抄録、人見友元との往復書簡、輪王寺門跡宛の書簡などが蔵されていた。

一九五六年に、東京大学教授の伊東多三郎が正久氏宅を訪れ、この小箱を調査している。その際、小箱のなかに、『颯言録』の原本二本が納められていることがわかった。⁽³⁰⁾その序で、正俊は『颯言録』を「深蔵秘笈」と述べているが、その「笈」とは、この小箱のことだろうか。さて、この二本の原本には大きな違いがある。一本は巻

四まであるのに対して、一本は巻三までしかないということである。正久氏は、三巻本を「正本」、四巻本を「副本」としている。⁽³¹⁾写本として伝来している五本は、すべて巻四まで存在しており、「副本」系統の謄写本となる。

なぜ、三巻本が「正本」なのか。それは、巻末に正俊の奥書と自署、および、朱印が存在するからである。「正本」と「副本」ともに未見であるが、東大史料編纂所に「正本」の影写本が存在する。影写本で見ると奥書・自署・朱印は以下のようなものである。

【史料3】

奥書「此録自延宝庚申〔八年〕之秋記之而、至天和癸

亥〔三年〕之冬從思兼筆、故無次序云爾」

自署・朱印「癸亥玄臘上浣正俊」
〔元老紀正俊印〕

奥書によれば、『颺言録』は綱吉が將軍となった延宝八年秋から、天和三年（一六八三）冬に至るまで、「次序」つまり、順序を特に考えず思うままに筆を乗ったものだという。自署には「癸亥玄臘上浣」、つまり、天和三年一二月月上旬と記されている。「正本」「副本」とも、自序は同年

の「十一月穀日（『吉日』）」で、正俊は一カ月ほどの間に、巻四を削除して「正本」を完成させたことになる。削除された巻四の全文は、

【史料4】

臣一日侍^{次字}御前^ニ論^ニ古名将之事^ヲ、臣上言^{シテ}曰、乱世之後國家無^ニ違^ル処^一、而名将ハ能思^ニ治世之計^一、治世之将却^テ無^ニ其思^一、何^ソ如此乎。大君曰、乱世之後必思^レ治^レ国、故深以^ニ草創^ヲ為^レ念^ニ治世久而国無^レ事。則怠^ニ守成^一、故用^レ心太疎。譬^ハ如下病人能^ク專^ラ撰生服藥、或求^ニ鍼灸^一而不^レ上^ル愈。及^レ無^レ病則必怠^ニ修養^一矣。

なぜ、正俊は巻四を省略したのか、その理由は明らかではない。一つの可能性としては、各巻の分量が考えられる。巻一〜巻三までの分量は、条数でいえば、巻一が一条、巻二が一五条、巻三が九条である。行数でいえば、巻一は八八行、巻二は九七行、巻三は一〇九行である。これに対して、巻四は右に記したように、たった一条、六行と圧倒的に少ない。巻四を割愛したのは、本の体裁を整えるため

かもしれない。

所藏者の正久氏は、巻四（【史料4】）の前半部分に着目し、「臣」は正俊、「古名将之事」は家康、「治世之將」は綱吉のことを指し、乱世のなかで家康は治国のことを考えていたのに、かえって治世の將軍・綱吉は治国のことを思うところが無い……という綱吉批判になっており、それを正俊が憚って省略した⁽³²⁾、と推測しているがどうであろうか。

さて、そもそも、『颺言録』は何のために書かれたものなのだろうか。対象とする読者は誰か。それは、『颺言録』という書名と関係する。「颺言」とは「声を大にして言うこと」を意味する。では、『颺言録』は、誰が誰に対していうのか。正俊の序によれば、

【史料5】

臣仰監^(平也)前世、未^レ有^レ載筆之職、以欠^レ記注之詳、故^(平也)太祖神君ヨリ以来嘉言善行、唯在^レ古老之口授一耳。臣平日竊二嘆^レ之、臣毎^レ侍^レ今大君、有德之聖言盛行、親炙視聽、日夜思^レ之、服膺銘肝……故設二冊子……伏想^(フツト)侘年捧^レ之欲^レ獻^レ嗣君

是正俊^カ之微意也

「神君」家康以来、歴代將軍の「嘉言善行」を書き留める者がいなかっただため、「古老」の口伝という形でのみ伝授され、詳しいことがわからなかった。自分はそれを日々嘆いていたが、いま綱吉の側で「聖言」を「親炙」できる立場にいる。そこで、『颺言録』を書いたという。そして、『颺言録』の読者には「欲^レ獻^レ嗣君」と、綱吉以後の將軍継承者が想定されている。つまり、『颺言録』は、將軍後継者のために、綱吉の「聖言」を意図的に選択して全巻を埋めた⁽³³⁾「明君録」的性格を帯びたものである。

明君録は虚実がないまぜとなり、脚色が施され、その記述を直ちに史実とするには問題がある。『颺言録』の史料価値は、むしろ、開幕以来初めて將軍の「聖言」録と喧伝する正俊の政治思想が表現されている点にあるのではない。次項では、正俊が『颺言録』で描く將軍像から正俊の思想を読み取ってみたい。

2 『颺言録』にみる將軍像

『廳言録』における將軍像の特徴は、例えば、「今大君在_二館林邸_一……欽明睿智以_レ仁御_レ下昭德敦化威_二於鉄鉞_一道尊國豊風移俗易_一（序）、あるいは、「大君聖明_{ニシテ}徳化及_レ下_二……茲豊年而有_二斯瑞_一」（卷二）、また、あるいは「大君嗣_レ世三三年于茲_二徳化自_レ及_二下民_一、不_レ令而易_レ俗改_レ弊者既_ニ多_シ」（同）というように、民衆を意識した治國觀念と結びついている点にある。この將軍が「館林邸」つまり綱吉を指しているのはいうまでもない。

戸田茂睡の『御当代記』や『徳川実紀』で伝えられるように、かつては、五代將軍・綱吉の誕生において、当時の大老・酒井忠清の有栖川宮擁立論と正俊の綱吉擁立論が衝突し、正俊が「正しき御血脈の公達をすて、いかに他より御後を立る理あらん」と「詞をはげしく」忠清を論破して綱吉將軍が誕生した⁽³⁴⁾というのが通説であった。現在では、忠清の有栖川宮擁立説は否定されているが、綱吉將軍誕生に正俊が一定の役割を果たしたことは間違いない。その後、正俊は綱吉に重用されて大老に登りつめたことから、これまで正俊については、綱吉との関係を中心に論じられてきた。

しかし、正俊が仕えた將軍は三人いる。正俊は、人生の

三大「業」として次のように記している。

【史料6】

幕下三世親侍為父祖之業

一大猷大君膝下、自二歳常侍之。

一敵有大君自降誕之時至薨日、近侍於御末。

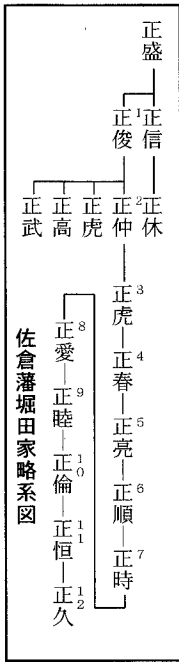
一今^今大君特被恩遇賜大官大祿⁽³⁵⁾。

正俊は、家光・家綱・綱吉の三將軍に仕えた。もとより、すべての大名は形式的には將軍に臣下の礼をとったわけだが、正俊は実際に將軍、あるいは、將軍の世子に近侍した大名である（正俊の生涯に関しては本稿末の年譜参照）。

正俊は寛永十一年（一六三四）一月二日、堀田正盛の三男として生まれた。寛永十二年（一六三五）、二歳のとき、家光に命じられて、春日局の養子となり大奥で居住するようになる。家光に「自二歳常侍之」とは、このことを指しており、正俊は將軍と極めて近いところで生育した。そして、寛永十八年（一六四一）八歳のとき、家綱が誕生。正俊は家綱の扈從役（小姓）に命じられ、以来、延宝八年（一六八〇）に家綱が没するまで四〇年間の長きに亘って

側近として仕えた。正俊によれば、「敵有大君自降誕之時至薨日、近侍於御末」⁽³⁶⁾、つまり、家綱誕生から薨去するまで近侍していたという。正俊の五一年の生涯のうち、五分の四の歳月は家綱とともにあつた。綱吉の側近として活躍したのは、実は、晩年のわずか数年に過ぎない。この経歴が、正俊が思い描く將軍像に、どのように影響するのだろうか。

正俊は、『颯言録』のほかに、『勸忠書』『芥説』『続芥説』『芥説余録』『五十首和歌』などの著書を残している。いずれも、最晩年の二年間、天和三く貞享元年（一六八三く一六八四）に編まれたものである。これらの書物にも『颯言録』同様、將軍が登場する。例えば、『芥説』⁽³⁷⁾では、「凡人上人者、常致敬省己而不可徒然置心耳、嗚呼、一人之心即千万人之心也……唯一人之心旁通万民、如草上之風必偃也」⁽³⁸⁾というように君主像が描かれている。この君主像も



『颯言録』同様、綱吉を暗示しているようにみえるが、必ずしもそうとは限らない。

『芥説』の巻末には、延宝八年（一六八〇）五月に執筆した「氷淵」と題する三丁ほどの文章が所収されている。⁽³⁹⁾そこには、次のような將軍像が描かれている。

【史料7】

夫在位三十年国家昇平 本朝中興以来、如此在位之久者鮮矣、如此太平之君未聞之。乃是德化及民之驗也。⁽⁴⁰⁾

これは先に掲げた「大君嗣世三年于茲、德化自及下民」という『颯言録』における綱吉同様の將軍像である。ところが、この將軍は、綱吉ではない。慶安元年（一六五〇）から延宝八年（一六八〇）まで「在位三十年」の「太平之君」、すなわち、四代家綱を指している。「氷淵」では、家綱の逝去を惜しみ、「雖無能知其大德者、然以其誠天道。故万国慟哭如喪父母」と最大級の美辞で称えている。『颯言録』の將軍・綱吉像には、正俊が將軍・家綱に抱いていたイメージが投影されていたのである。この將軍像と「民は国之本」という観念は密接な関係がある。

正俊は若い頃から和歌を嗜んでいた。『五十首和歌』⁽⁴¹⁾に載せられている正俊の和歌の題材をみると、花鳥風月ではなく、「下民のすなほならぬはわかこころ うつすかかみのかけとなるてふ」とか、「武士のその名はたとへおしむとも 代々に残さむ ことなもとめす」というように、治世論や武士としての心構えを詠んだものが多い。そんな歌のなかに次の一首がある。

【史料8】

民こそは 国の元なれ つねづねに

いたわるこころ わすれめや君

つまり、「民は国之本」観念を題材とした歌である。正俊にとつての「君」とは將軍に他ならない。『鬪言録』では、綱吉が正俊に「民惟邦之本、不可忽諸」と述べたとしている。ところが、この歌では全く逆に正俊が將軍に對して、「民こそは国の元」という理念を鼓吹し、常に民をいたわるようにと進言していることになる。

右の歌が収録されている歌集『五十首和歌』は、貞享元年（一六八四）、正俊が五一歳を迎えるにあたり、正俊が

側近の御咄衆・大野金太夫に命じて、正俊がそれまでに詠んだ和歌から選ばせたものである。⁽⁴²⁾ 右の歌の「君」、つまり、將軍は誰なのか。歌集には、各歌が詠まれた日時が記されていないのでわからないが、まず、内容からして、正俊が八歳まで仕えた家光に向かつて述べたものとは考えにくい。家綱か、綱吉とするのが妥当であろう。

この和歌集の第二く第六首は「君」をテーマに詠んだものが並んでいる。右の歌は第六首である。他の第二首く第五首は次のような歌である。

【史料9】

(第二首) たちねの そたてゝ君に 上し身を

いかてわか身と おもふへきかハ

(第三首) みの爲に 君を思ふぞ 恨めしき

君のためにし 身をはおもはて

(第四首) かりそめの 人のなさに ほたされて

君のめくみを わするはかなさ

(第五首) きみをたゝ いとをしとおもふ 心もて

つかふる人そ まことなりける

第二首の「君」は正俊が「たらちね」＝親のようになつて「そたて」た將軍、すなわち家綱を指している。この一連の「君」が第二首に代表されるとすれば、第六首の「君」も家綱を指すと考えられる。そうではなくて、綱吉を指しているとすれば、『颺言録』の記述は再検討の必要がある。

確實にいえることは、正俊は、領主の頂点たる將軍こそが「民は国之本」觀念を常に念頭に置くべき理念、と考えていたことである。いったい、正俊は、この「民は国之本」という觀念にどのように接したのだろうか。

第三節 藩主・正俊の民政思想

1 正俊の「御家三方条」

正俊が綱吉から国政の指揮を任されたのは、延宝八年（一六八〇）八月のことであつた。五日に農政の専任官となり、一六日に「国用」の事を任され、民政・財政の中核として権力を集めることになる。

御座間江堀田備中守并御勘定頭四人 欠字 召之 欠字 上意有之。御料之百姓令困窮由。被及 欠字 聞召之候間、不衰微之様可相斗候旨、備中守江被 欠字 仰付、且又御勘定頭存知其之趣備中守遂相談可申含之旨被 欠字 仰含之 (43)

このとき、綱吉から「御料」＝徳川領国の「困窮」の建て直し役に命じられたのは、正俊の他に京都奉行郡代役（町奉行）⁽⁴⁴⁾・前田直勝・井上正貞、勘定頭・杉浦正昭・徳山重政・甲斐正親、目付・大岡清重らであつた。⁽⁴⁵⁾ 農政は月番老中制によつて吟味されていたが、この時点で、正俊を中心とする執行体制に切り替えられ、国政の権力が正俊に集中した。そして、翌閏八月三日、正俊の名で幕領の代官に向けて「民は国之本」条目が発布される。

だが、堀田家文書の諸年譜をみる限り、正俊が延宝八年に至るまで、若年寄・老中として、特に農政や民政に取り組んだ形跡はみられない。正俊の農政思想はどのように形成されたのか。正俊は、將軍権力と密接な関係にあつた大名だが、譜代藩の藩主としての顔ももつていた。

正俊は春日局の養子として、三〇〇〇石の領地を繼承していたが、大名としての始まりは、慶安四年（一六五一）

父・正盛の所領のうち、一万石を分与され、下総国守谷一万三〇〇〇石の藩主となつたときからである。寛文七年（一六六七）に七〇〇〇石加増され、上野国安中二万石の藩主となる。同一〇年に五〇〇〇石加増、さらに同一一年に一萬五〇〇〇石加増で合計四万石となる。そして天和元年（一六八一）五万石加増され、下総古河藩九万石の藩主となる。翌二年四万石加増があり、合計一三万石の大藩の藩主となつている。

ただし、最初の守屋藩は、近世初期土岐氏が支配していたが、元和三年（一六一八）に高槻に移封され、廃藩となつて後、「藩」は存在しなかつた、とされている。⁽⁴⁶⁾ 守谷時代の所領形態は、春日局の遺領分三〇〇〇石が相模国高座郡、父・正盛から引き継いだ一万石の領地は下総国相馬・猿島・岡田郡、および、常陸国新治郡のうちにあり、三国五郡に散らばっていた。守谷時代の正俊の家臣団は、自分の者が一〇八名であるが、江戸詰めめの者が九二名、守谷の陣屋詰めはわずか一六人であつた。⁽⁴⁷⁾

守谷時代の藩政史料はほとんど残っていないが、次の史料は守谷時代と推定されているもので、四月二一日（年次不詳）、正俊が守谷目付二人⁽⁴⁸⁾に通達した「目付心得三条」

と呼ばれているものである。

【史料 1-1】

覚

第一 我ラ日用ノ作法、家中並ビニ民への仕置善悪ノ事

第二 年寄共作法、下へノ申付仕置ノ善悪並ビニ近習面々諸役人様子善悪ノ事

第三 惣侍下々民ニ至リ上ニ通ゼズシテイタミ、或ハ善人不仕合セニシテウモレ悪人子細ニテソダツ事

右三カ条善悪ニ付テ如何様ノカロキ事ナル者モ書付ヲ以テ申スベシ、一月二一度宛ハ書クル儀無クトモ、其趣キハ申達スベキ者也。⁽⁴⁹⁾

「我ラ」⁽⁵⁰⁾「年寄」「惣侍」はそれぞれ正俊、家老・奉行、藩士を指しているものと考えられる。正俊は目付に対し、たとえ書くことがなくとも、「三カ条善悪ニ付テ」、月一度は報告書を差し出せと命じており、家臣統制や民政に関する「仕置」の実態把握への意志が感じられる。特に、第三

条目の「下々民ニ至リ上ニ通ゼズシテイタミ」とあるのは、「民は国之本」条目③「民は上へ遠きゆへに疑有ものなり……上下疑なきやうに、万事念入り可被申付事」を彷彿させる。

守谷の次の所領、上野国安中藩⁽⁵¹⁾二万石は、碓氷郡・群馬郡の二郡を中心に比較的所領が纏まつており、井伊直勝三万石時代（一六一五〜一六六二）に築かれた城を中心に城下町が形成され、中山道の宿場町として栄えた。

寛文七年（一六六七）正俊は六月安中城主に命じられると、三男俊季の出産の祝儀が済むやいなや、同月二一日、暇乞いして安中に入部している。そして、安中滞在中の七月五日、「御家三方条」を發布した。

【史料12】

条々

一 公儀御法度之趣、輕少之儀たりといふとも堅可相守事

一 孝養を専にはけまし、常に文道武芸を可心懸儀ハ侍たる上之御第一也。畢竟人々心たてをたしなむをもつて肝安とすへし。并武具馬具等八面々のしんたい

相応ニより、自然之事有之、則無滞様に兼而可令覚悟、無益之道具を不可求。惣而おこりをなす儀、一切令停止頃。

一 何篇之事にかきらす、年寄共申渡儀、不可違背。物頭諸役人、万事二付而其役之品を常々不可油断委細者下知状可為顯然事

右可相守此旨者也

寛文七年七月五日

書判

(52)

この「御家三方条」は藩政の基本理念とされ、以降、堀田家では「安中御条目」「御定三方条」などとも呼ばれて、堀田家家中の「祖法」として位置づけられていく。特に、八代目藩主・正愛は重視して、堀田家「御代々数多之下知状被仰出も、皆三ヶ条之御主意より出候事なれハ、於当業者尤大切之条目也⁽⁵³⁾」と述べ、「惣侍中」へ毎年正月元旦に見せるように命じている。「民は国之本」条目との関連では、「おこり」⇨奢侈の禁止を徹底している点が注目される。そして、同日、より具体的な心得を示した「下知状」が出されている。

【史料13】

一 当所ハ御閔所有之テ油断難成候間、給人無足人トモ
二 断無クシテ遠所ヘ不可罷越。路次一里トモ踏出し
候ハ、此方ヘ相断可被申事

一 御閔所ニオイテ自然ノ事有之テ、カケ付候ハ、其
節可加差図、早速被罷出候様ニ覚悟尤ノ事

一 喧嘩口論若出来ノ節、不可騒動。万一令荷担者コレ
アラハ、其咎可重於本人、或不論遠近其所ニ居合者、
或聞付次第可相計旨被仰出候事

附町人在方ヘ罷越飲食遊興可有遠慮之事。

一 山林竹木ノ儀ハ不及申、所々明屋敷ノ竹木並石伐採
ホリ取ヘカラサル事

一 面々馬飼料被下候ウヘハ、急度飼立候心懸肝要タル
ヘシ。但小荷駄同前ノ用方嚴敷乗馬ノ事

附馬死失候ハ、早々御目付役ヘ相断置候テ聞立馬
可被求事

一 屋作ハ如何ミモカ口、可被致造作不可及美麗。総
テ家中振舞ノ儀先年被仰出候趣、自然無抛子細有之
テ寄合候ニオイテハ一汁三菜酒ハ三献ヲ限ヘシ。婚
姻之節ハ一汁五菜、縦ヒ吸物肴ノ上タリトイフトモ

酒三献、五献ヲスクヘカラス。勿論木具ノ膳堅禁止
之。万事ニ付侍中無濫飲各令和合可被用御儉約事

一 武芸ノ儀事新敷候トイヘトモ人々可有覚悟。若輩徒
二日ヲ送候事、不届二被思召候事

一 博奕一切停止ノ上猶以諸勝負ノ類可有遠慮事

一 当年中ニ寺請可被相立候。其節尤御目付役人可被致

同道候事

右ノ条々堅可被相守ノ旨依仰下知如件

寛文七年七月五日

若林左衛門

田中勘右衛門

渡辺弥一兵衛

(54)

第一条目に、「当所ハ御閔所有之」とあるように、安中藩には碓氷峠の関所防衛という重要な任務があり、譜代藩として、幕府の藩屏の役割を強調している。「民は国之本」条目との関連では、やはり、第六条目の儉約令が注目される。

この触書は三名の家老・年寄役の名で出されている。こ

のうち、若林が筆頭家老であるが、若林は七月二日、安中を発し、正俊の名代として安中入部を將軍に報告するため江戸に向かつており不在であった。この下知状は、実際には、「依仰下知」とあるように、安中にいた正俊の監修のもとで成立した。

2 国家老への書簡にみる正俊の民政思想

正俊は安中藩の統治に際して、具体的な方針を掲げて臨んでいた。それはその後も継続している。次の書簡は、正俊が安中藩時代の国家老・若林左衛門、堀田八兵衛⁽⁵⁵⁾に宛てたもので、特に、民政に対して細かい指示を出している様子がよくわかる。

【史料14】

其表弥別条在之物静ニ候哉各息災ニ被有之候半存候。察一段無為ニ御用相叶候。子共堅固ニ有之候可被安堵候。当春、霖雨畑作ちかひ可申哉と存候。去年八作大形ニ候得共、去々年之水損大分之事候。当春畑作中より下にも有之候ハ、民痛可申やと存知候不申及

候へ共、在々ノ様子念被入被聞御座候而、尤ニ候役人共なとハ、去春之すくひ之折ニ心ひかれ、当春ハ心行と、きかね候ハんかと存知候。世間事外つまり、就中、江戸下々つまり非人多、武士も義理ヲ忘かたりを申様成事斗ニ而なんき千万ニ候畢竟長久故誓つよき故と存事候。我等なども病者故、漸公用を勤申候付、家中下々民迄之所江心付不申、役日々ニ怠……不申及候へとも在々ノ役弥念被入尤ニ候。……

備中 花押

三月六日

若林左衛門との

堀田八兵衛との

(56)

天候により年々の農作物の出来は異なる。今春は「作ちかい」＝違作、つまり凶作の様相を呈している。したがって、「民」が辛苦している可能性があるのです、その様子を藩領の「在々」まで念入りに調査せよ、また、在所の役人は昨年「すくひ」＝「御救」を施したことで安心しているが、念入りに心がけよ、という。これは、「民は国之本」条目①の「御代官之面々常に民之辛苦を能察し、飢寒等愁

無之様二可被申付事」と通底する考え方である。他の書簡にも、「当時作毛弥聊候由。又左衛門大検見二出候而申候。とかく当年ハ少用捨いたし候而可然候事と存入候⁽⁵⁷⁾」とあり、天候不順による収穫の減少にあわせて年貢を減じようように江戸から直接指示を出している。

また、波線部の「世間事外つまり……なんき千万二候畢竟長久故奢つよき故と存事」という一文は、世間の逼迫や難儀の原因を「長久故奢つよき」と、太平が長く続いて奢侈に流れている点においている点で、「民は国之本」条目②の「国寛なる時は民奢ものなり、奢時は己か事業に懈り安し」と同じ認識を示している。

この書簡はいつのものなのか。末尾に「三月六日」とあるが、年次を欠いている。だが、文中には年次がある程度推定する手がかりがいくつかある。まず、若林は正俊の側近として父・正盛が付けた家老であり、守谷藩時代は江戸の下屋敷にいた。国家老として藩地に居住するようになったのは安中藩時代である。次に、文中に「当春」「去春」と農作物の「春」の生育を比較している。「去々年」とあることから、少なくとも安中藩を統治してから三度目の「春」を迎えている計算になる。安中移封は、寛文七年夏

六月であるから、三度目の「春」は、寛文一一年以降となる。

また、書簡の引用文のなかに、「子共堅固二有之候」とある。書簡の別の箇所にも、「左京次第く二能生立⁽⁵⁸⁾」とある。「左京」とは寛文二年（一六六二）生まれの正俊の双子の長男である。延宝四年（一六七六）に従五位下、下総守を受領し正伸と名乗り、正俊から武部源吾左衛門ら五人の家臣を付けられて独立する。以上のことから、右の書簡は、寛文一一年から、左京が独立する延宝四年ごろまでのものと推測できるだろう。正俊は、この書簡の前書き部分に「此書紙ノ之趣役へ遣末にも可被相達候 以上」と注意書きを記して、書簡の内容を地方役人に周知徹底させるように指示している。

次の書簡は、江戸からの「欠落者」の扱いを巡っての争論に関して、正俊が国元の重臣に送った書簡である。この前書き部分にも、「此書状町奉行郡方目付披見可被申付候」とあり、書簡自体を回覧させて周知させるように命じている。

【史料15】

此度、松井田清十郎・新堀弥惣、江戸よりの欠落者宿いたし置候事不届千万二存候。

第一、大法ヲ破、下請も無之者を圍置其上二口入請負なといたし候事。

第二、請人無之永々宿を借置庄屋之背指図、中途より成共請状を取不申候而庄屋へ偽ヲ申候事。

右之品々、其品ハ輕様二候得共、重キ科人二而候。就夫、役人共双方之口ヲ合為聞申之、二人之者共其元二而申し口二口替り候而科之輕重難分候間、我等直二双方之口を聞候而勘右衛門・甚五左衛門・善左衛門・七衛門懸談合二人之者共仕置之様子ハ、勘右衛門二申聞候間可申遣候。

惣而其品者輕キ事二而も法ヲ破候者、下々之上ヲ輕しむる二而候。兎角法之正敷立候様二仕置申付候得者、家郡治り申候。然ルハ第一之慈悲二かし不及申候得共万事其心得尤二候。

乍次而我等心得申入候。当時世間之仕置ヲ及見候二、善ヲ上ケ候事ハ無之、惡ヲ用捨致すのを慈悲といたし候故、法過乱（約カ）約民迄風俗惡敷成申候。其心底ヲ考善ヲ上ケ候二ハ雜作入候。惡を用捨いたし候二ハ或一人を

不便かり候、あるひは子孫之愛ニおほれ申と相見へ候。此慈悲ハ皆私ニて、少も信之仁道ニ而者有之間數候。

為法ニハ理も破り申事、古ノ語ニも有之候。とかく善を勸惡ヲこらしメ仕置本意と存申候。人々年ヲかさね候得者私之慈悲出法乱候。事有之候弥慎心得可有之候以上。

七月二六日

備中 花押

若林左衛門とのへ
堀田八兵衛とのへ
渡辺弥市兵衛とのへ
柿内又左衛門とのへ

(60)

争論の内容は、松井田清十郎・新堀弥惣という人物が、江戸からの「欠落者」を、庄屋の指図に背き、また、請け人を取らずに宿泊させ匿っていたことが発覚した。ところが、取り調べの役人は二人が口々にいうことに眩まされ、罪の輕重の判断ができない。そこで、正俊が自ら裁断した、という。

正俊の判定は「重キ科人」というものであつた。その理

由は、「其品軽キ事二而も法ヲ破候者、下々之上ヲ軽しむる二而候」、つまり、さしたることでもなくとも法は法であり、法を破ることを許せば「下々」が「上」を軽視することにつながるという。正俊は、「兎角法之正敷立候様二仕置申付候得者、家郡治り申候」と仕置の柱の一つに法治主義を掲げる。法を犯した者に、「慈悲」によつて手心を加えることは厳禁で、それはすべて「私」に過ぎない。「善を勧悪ヲこらしメ」るように遵法することが「仕置本意」であると説いている。

以上のように、「民は国之本」条目が発布される以前、寛文末年から延宝年間にかけて、正俊は若年寄・老中という幕府の要職を務めながら、守谷藩や安中藩の領主として、民政に強い関心をもち、そのあり方を模索していた。この正俊の関心は、さらにどこへ向かうのか。

第四節 「民は国之本」条目と『牧民忠告諺解』

1 正俊の学問と『颺言録』の成立過程

「堀田家文書」の正俊に関する諸伝記には、「公（正俊）

学を好ミ史伝を講習、經書を研究す。林春常・人見友玄を召して、その講をき、又我か所見を述へてその意見を問ふ。颺言録・勸忠録を著して、これを二子に示す⁽⁶²⁾、あるいは、「正俊学ヲ好ミ、人見友元・林春常等ト交厚シ。二人常ニ経過シ相与ニ、史ヲ論シ文ヲ評ス。所著颺言録・勸忠書・芥説等ノ諸書アリ⁽⁶³⁾」というように、『颺言録』の成立過程に林春常（鳳岡）・人見友元ら林家の人々が関与していた記述が見られる。

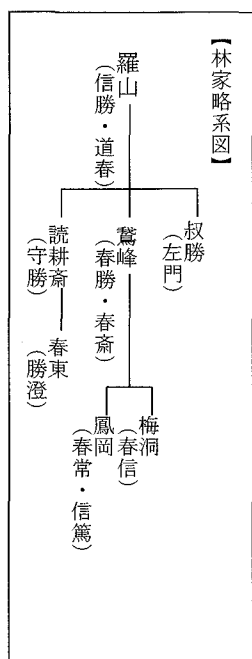
これらの伝記記事の典拠となつているのは、正俊の「御咄衆」であつた磯矢安審が語り残した『磯矢安審物語』⁽⁶⁴⁾である。この書物には次のように書かれている。

【史料16】

御学問咄ハ林大内記人見友元御出ありて昔の誰はかやうくと思ふ也。文王武王の事ハかやう二思ふ也とて此類之義を平生ハ御もの語ありし也。又颺言録と云書、勸忠書といふ書を撰ひ玉ひ大内記友元へ、此文段は、かくしてよきかこうか、と御相談ありしなり。御若き時は、日く御学文被遊しと見へて如此の書を撰ひ玉ふ。

「林大内記」とは鳳岡のことである。安審によれば「林大内記人見友元被參御咄有之候。是は三日にあけつ被參候。御学文はなし也」と、鳳岡や林家門人の人見友元が正俊邸を頻繁に訪れて、学問に関する議論をしていたと伝えていゝる。そして、『颯言録』や『勸忠書』など正俊の著書は鳳岡・友元らと「此文段は、かくしてよきかこうか、と御相談」しながら成つたものだといふ。これが事実だとすれば、鳳岡・友元らは、正俊の著作の監修者であつたことになる。

『磯矢安審物語』の過半は正俊の日常の姿を伝えるもので、安審が「御咄衆」という立場から至近距離で正俊を捉えた貴重な証言といえる。ただし、この書物は宝暦八年（一七五八）に、時の佐倉藩主・堀田正亮に命じられて安審が物語つたことを中村喜太夫が筆記した回想録である。書物



の成立に藩主の意向が働いている点、また、正俊の死後、七〇年という歳月を経て成立した書物という点で、裏付けをとる必要があるだろう。⁽⁶⁵⁾

実は、『颯言録』という書名は、正俊自身の着想によるものではない。『颯言録』の正俊の序には、草稿が「日増月積以爲『若干卷』而欲命『名未得』之。因与『野節』議之。節曰、昔舜作『歌』卓陶颯言『以賡載之』乃拜『至德之言』而大言『述之也』とある。正俊は、何と名付けてよいか、よい考えが浮かばなかつた。そこで、「野節」なる人物に相談した。そして、中国で舜と卓陶が唱和した賡載歌という古事にちなんで『颯言録』と名付けたという。この「野節」こそが「鶴山野節」という号をもつ人見友元のことであり、安審が正俊の学問ブレンとして挙げている人物である。

また、『史料16』で林家が成立過程に関与した書物として『勸忠書』⁽⁶⁶⁾が挙げられている。事実、『勸忠書』には「紀公作勸忠書而自勸戒之」という「鶴山野節」||人見友元の跋が寄せられている。友元は『芥説』⁽⁶⁸⁾にも序を寄せている。それから、『統芥説』には鳳岡が「元老古河羽林紀公……平生所得者以一巻」という跋を寄せている。⁽⁶⁹⁾

林家関係者が正俊の著作に関係していたのは事実であった。

では、正俊と林家との交流はいつごろから始まり、それはどのようなものであったのだろうか。史料上で、正俊と林家との交流が盛んになる画期として確認できるのは、寛文一〇年（一六七〇）である。この年二月二日、正俊は奏者番から若年寄に昇進している。この件に関して林鷲峰は、日記『国史館日録』に次のように記している。

【史料17】

聞堀田備中守昨日代「永井伊賀守」為「麾下之執事」…
…及「晚携」春常。春東。友元。赴堀田備中守宅「述」
賀而帰。⁽⁷⁰⁾

鷲峰は、正俊が「執事」⇨若年寄に就任したという情報に接するや、その日のうちに、息子の鳳岡（春常）と甥・春東（勝澄）、友元を引き連れて堀田邸を訪れ、「執事」つまり、若年寄就任を賀している。以降、正俊と鷲峰の交流は密になるが、それはなぜか。右の史料に「代「永井伊賀守」と記されている点に注目したい。

この「永井伊賀守」とは尚庸なぶつゆである。尚庸は、父・永井尚政より淀藩のうち二万石を分与されて成立した譜代大名である。この寛文一〇年の正俊との交代は、尚庸が京都所司代に着任することを受けたものであった。では、交代前、尚庸は若年寄として主に何をしていたのか。

『寛政重修諸家譜』には、寛文四年（一六六四）七月二八日、「さきに林春斎（羅山）に命ぜられし本朝通鑑編集のことを奉行すべきむねおほせをかうぶる」とある。尚庸は羅山の息子・鷲峰とともに『本朝通鑑』を「奉行」すべき旨を命じられた。

『本朝通鑑』は三代將軍・家光のもとで、羅山が編纂の指揮をとった『本朝編年録』を引き継いだ書物である。その目的は古代以来の歴史の編纂であったが、明暦三年（一六五七）の羅山の死により、平安時代の宇多天皇のところまで頓挫していた。編纂再開にあたり、幕府は編纂所と書庫を林家の邸内に設け、編纂に携わる門人たちに扶持米を支給することを決めた。鷲峰はこの編纂所を「国史館」と名付け、書名を『本朝通鑑』と改め、羅山が編纂した部分を正篇として、前篇と続篇を編纂した。⁽⁷²⁾『本朝通鑑』は、前篇三卷、正篇四〇卷、続編二七三卷という大部の書物で、

その編纂は羅山から鷺峰へ、親子二代続いた林家の一大事業であった。

『国史館日録』には、この書物の編纂に將軍後見役の保科正之、大老・酒井忠清、榊原忠次ら幕閣の中心メンバーが関係していたことが示されている。実務に関して幕府側の窓口となったのは永井尚庸であった。そして、寛文一〇年六月一九日、尚庸は「さきに奉行せし本朝通鑑なりしにより」⁽⁷³⁾、將軍から延寿國資の刀を賜った。『国史館日録』ではこれを「通鑑奉行之賞也」⁽⁷⁴⁾としてゐる。つまり、書物編纂が大名の榮譽として称えられたのである。

若年寄としての尚庸の主な役目の一つは「通鑑奉行」にあった。尚庸表彰の場には、鷺峰以下、鳳岡・友元ら林家の面々も列席しており、尚庸について鷺峰が將軍に呼ばれ、二〇〇石の加増の沙汰があり千拾石余となっている。

『本朝通鑑』の校訂作業は論功行賞の後、一〇月までつづき、残部が箱にいれられ、幕府に献上されたのは一八日のことであつた。その四日後の二二日、若年寄・正俊は、鷺峰のもとへ翌日登城すべき旨の幕命を伝えている。翌日、鷺峰は登城。將軍の命令を久世大和守より伝えられた。その内容は、「国史館不_レ及_レ徹_レ之。以可_レ為_レ学寮。且頃年

所_二支配_一九十五人月俸。亦可_レ如_レ前。可_二教_一育学徒_二」⁽⁷⁵⁾と
いうものである。

『本朝通鑑』編纂中、国史館館員には幕府から月俸が支給されていたが、当然ながらこのプロジェクトが終われば御役御免となり、国史館の撤収も取り沙汰されていた。だが、この日、国史館は林家の学寮として認められ、これまで通り九五人分の月俸が支払われることになった。⁽⁷⁶⁾では、俸給の支給形態はどのようなものであつたか。

【史料18】赴_二尚庸宅_一示論曰、今日於_二营中_一厨所料事定。又諸生月俸。以_二尚庸裏判_一可_二授与_一之旨被_レ命_二守蔵史_一……受_二官俸_一自草_二其趣_一。而受_二奉行裏判_一者。定式也。⁽⁷⁷⁾

林家が館員の月俸を幕府の「守蔵史」から貰うには、「通鑑奉行」の尚庸の裏判が必要で、それが「定式」であつた。では、尚庸が京都所司代に転じたあと、この月俸の判を押す役に就いたのは誰か。

【史料19】

早朝。携_二春常_一赴_二板倉内膳正_一。帰府後。初対面。群客満座。故草々而出。春常到_二堀田備中守_一取_二月俸判_一。

尚庸の後に若年寄となった正俊が、国史館(南塾)の館員に月俸判を押す役になっている。以後、正俊と鷺峰の接点が多くなるのは必然である。

鷺峰の『国史館日録』は、『本朝通鑑』編纂の終了にともない寛文一〇年で終わり、以降、『南塾乗』と名を変えて、鷺峰が病死する延宝八年までつづく。⁽⁷⁹⁾ 寛文一〇年の正俊の若年寄就任以降、『国史館日録』『南塾乗』には正俊と鷺峰・鳳岡・友元らとの接触を示す記事が頻出するようになる。既出の記載以外に、寛文一〇年九月一四日、一年一月一日、一月一四日、一二年三月一〇日、閏六月一三日、寛文一三年五月一四日、延宝三年六月二日、八月二日・二五日、九月二二日、一〇月五日、一〇月二五日、十一月一八日、延宝四年一月一〇日、合計一四回が確認できる。

ただし、現存する『南塾乗』の写本の諸本は、『国史館日録』と比較すると記述内容が粗い抄本が多く、完全な写本はほとんど残っていない。⁽⁸⁰⁾ 完全な写本が伝来してい

ば、正俊と鷺峰との接点はさらに確認できるはずである。実際、堀田家文書には、『南塾乗』に記載のない正俊と林家の交流を示す史料が十数点存在する。年月日等が確認できるのは、延宝六年一〇月二八日、延宝七年三月二八日、同一二月などの史料である(その内容は後述)。

鷺峰が没するのは、延宝八年(一六八〇)五月五日で、「民は国之本」条目発布はその四月月ほど後の閏八月三日である。つまり、正俊と鷺峰の交流は、条目が出される直前まで、少なくとも約一〇年間続いていた。正俊と鷺峰の交流が頻繁に行われていた時期と、正俊が書簡で安中藩の家老に向けて民政に関して細かい指示を送っていた時期は重なっている。鷺峰らとの交流と民政への高い関心は、どのように関係するのだろうか。

2 『牧民忠告諺解』と「民は国之本」条目

管見の限り、これまで「民は国之本」条目の思想的背景として、具体的に正俊の政治思想を考察したのは若尾政希の研究が唯一である。⁽⁸¹⁾

若尾は、正俊が影響を受けた思想家として、山鹿素行と

熊沢蕃山の二人を挙げる。そして、彼らには「民は国之本」を鍵言葉として展開した民政論があったこと（『山鹿語類』『集議和書』）、それらは『太平記評判秘伝理尽鈔』の影響を受けていたこと、さらに、堀田家の蔵書に『太平記評判秘伝理尽鈔』やその抄録が存在することなどから、「条目の発布者正俊が、素行・蕃山の政治論を介して「民は国之本」なる理念を要とする農政論を受け継いだ可能性」を指摘している。

若尾は領主思想の供給源として、『太平記評判秘伝理尽鈔』や『本佐録』などの軍書や政道書が説く天道思想を重視している。実際に、正俊には、天道思想が存在するのだろうか。次に挙げる史料は、正俊の著作『芥説』の一節である。

【史料20】

凡在人上者、常致敬省己而不可徒然置心耳、嗚呼、一人之心即千万人之心也、天神人心乃一也、可畏可慎者天道也。⁽⁸²⁾

「可畏可慎者天道也」とあるように、正俊には天道思想

が存在した。正俊は、「天道」について、「常人蔽物欲之私、而不明亦猶速通如此、況其心正則通天道之神明者必矣、固可恐猶可懼者天道也」⁽⁸³⁾とも述べている。私欲を払い、「心」を「正」せば「天道」に通じるという。当時の政道書、『本佐録』⁽⁸⁴⁾には「我心則天道の心と一つ也。……人心とは私の心也。此人心勝時は天心亡ぶ。天心勝時は人心亡ぶ、したがって、「私欲のかたぬやうに、天理にかなふやうにとつゝしむべし」とある。『本佐録』は最も普及した政道書の一つで、現在確認されている最古の写本は松平忠房の蔵書である。この写本を延宝五年（一六七七）に鷲峰が借りて謄写している。延宝五年といえは鷲峰と正俊の交流が頻繁であった時期にあたり、正俊の天道思想も『本佐録』に影響を受けている可能性が考えられる。

また、『史料20』では、「天神人心」の一致を説いている。「神」について、正俊は「凡有生者死、有形者息、常不変者神也」と述べ、「天神」は「一」であり、故に私欲を払えば「其心則天神一也」という。⁽⁸⁵⁾正俊は、「三種の神器の徳要、智仁勇三徳すへて明鏡の影によりて聊得心し侍りぬ。明德新民至善もまた是にひとしかるへし」⁽⁸⁶⁾と、儒学の三綱領と「三種の神器」の一致を説く。

『磯矢安審物語』によれば、正俊の邸に神道家の吉川惟足がたびたび訪れていたという。惟足は「古河羽林紀正俊公、自弱官遊吾神道也」と、出世以前から吉川唯一神道を信奉していたと述べている。そして、惟足は正俊が詠んだ「天照す／神もここに／住ますに／いかりの岩戸／たてなへだてそ」という歌を「其詞連金玉、其心感天地可謂通于神」と称えており、正俊の「天神人心乃一也」という考え方は、唯一神道の影響を受けたものであろう。

正俊の思想には、天道思想や神道思想などが存在する。しかし、その国家観・政治思想の中心にあるのは儒学思想である。また、「民は国之本」観念には、天道思想以上に、より直接的な影響関係が存在する。それはどういふものか。「民は国之本」観念で問題となっている『颺言録』の「民惟邦本、不可忽諸」という箇所を前後をいまい少し長く引用する。

【史料2-1】

天和二年、風和雨順、五穀大熟、処々有稻一莖而
数穂者、闔国皆樂豊年、是瑞穂也。昔後漢光武有九
穗之瑞、治世至数百年、今大君聖明徳化及下、

初新政之時、有^{次字}命曰、民惟邦本、不可忽諸、今茲^{コト}
豊年而有斯瑞者、想夫天下之感応者也⁽⁸⁸⁾

鷲峰の著作に、この『颺言録』の記述と非常に類似した部分が存在する。それは、『牧民忠告諺解』という書物で、延宝七年（一六七九）の夏に著したものである。書名から判るように、これは張養浩の『牧民忠告』の訳注書である。『牧民忠告諺解』は一本のみ伝来し、現在、国立公文書館内閣文庫に所蔵されている。上下巻二冊本で、上巻が五四丁、下巻が五六丁。浅草文庫印と昌平坂学問所印がある。分類上は「写本」とされているが、至るところに推敲の跡があり、鷲峰の自筆稿本とみられる。『颺言録』（史料2-1）と類似した箇所は、次の通りである。

【史料2-2】

民ノ為ニ、牧ヲ立ルハ、天ニツカフルユヘンナリ、民
ヲ恵ミ、本ヲ固フスルハ、邦ヲ保ツユヘン也。世間ニ
アラユル万民ハミナ天ノ氣ヲ受ケテウマル、有ナリ。
帝王ハ、天ニカハツテ、天下ヲ治メル職ナレバ、万民
ヲ教ヘ養ハンガ爲ニ州牧ノ人をエラミ遣ハス。即チ、

是天二事ルノ理也。民ヲ恵ンテ、民トモ上ノ徳ヲ感
ジテ、帛服スル時ハ、五穀豊饒ニシテ、帝運長久也、
即チ是本ヲ固フスル理也。

『颺言録』は明君録的性格をもち、『史料21』でも、
天和二年の「豊年」を「大君」の功績として称えることに
要点がある。それに対して、『牧民忠告諺解』の【史料2
2】では、「帝王」の「万民」統治権が「天」から与えら
れたものであるという授権論が中心でテーマに違いがあ
る。しかし、傍線部のように、「大君」や「帝王」が「民」
や「下」の者を「徳」化することにより、「五穀大熟」「五
穀豊饒」がもたらされるといふ点は酷似している。

「民は国之本」觀念に関しては、『颺言録』では「民惟
邦本」とあるが、『牧民忠告諺解』では「民ヲ恵ミ、本ヲ
固フスルハ、邦ヲ保ツユヘン也」と表現が異なっている。
だが、『牧民忠告諺解』では別な箇所「鬪境之民養、民
惟邦本、本固邦寧（鷺峰跋）」と述べており、『颺言録』と
全く同じチームが用いられている。

鷺峰の『牧民忠告諺解』は「民は国之本」条目の一年ほ
ど前に成立した。それは、正俊と鷺峰が盛んに交流してい

る時期である。『牧民忠告諺解』のテキスト「牧民忠告」
は中国元代の民政官・張養浩が、自らの経験を生かし、地
方に赴く牧民官に向けてその心構えを説いたものである。

一方の「民は国之本」条目も、国家の農政専管を命じられ
た堀田正俊が、幕領の民政を担う代官に向けて発布したも
のである。正俊が『牧民忠告諺解』を読み、正俊が発布し
た条目が、その影響を受けている可能性は考えられないだ
ろうか。ここで、前掲の「民は国之本」の七条目を各条目
ごとに『牧民忠告諺解』と比較してみよう。

・「民は国之本」条目の①と『牧民忠告諺解』との対応箇
所。条目①は、「民は国之本」を幕領民政の大方針として
掲げたもので、民衆の苦しみをよく察し、「飢寒等」のな
いように仕置きせよ、と命じている。これに対応する『牧
民忠告諺解』の箇所は、すでに挙げた「民ヲ恵ミ、本ヲ固
フスルハ、邦ヲ保ツユヘン也」、「鬪境之民養、民惟邦本、
本固邦寧」であり、また、「民ノ水ニ溺レ、火ニ陥ル者ア
ラハ、己力水火ノ責メニアフ如クニ思ヘ、其外民ノ苦シム
コトヲハ、己力憂イ苦コトアルカ如クスル」（「聴訴」篇）
と民衆の辛苦を察することを説く。特に、「救荒」篇では、
「民」の「飢寒等愁無之様」にする方法を全篇に渡って展

開する。

・条目②との対応箇所。条目②は、国が寛^{ゆるや}か、すなわち太平なときは民衆が奢り、「事業」が疎かになると奢侈を戒めている。『牧民忠告諺解』でも、「民間ニ一族ヒロク、家富テ勢ツヨキ者アルトキハ、守護モ下知ヲ加ルコトアタワサル」(「御下」篇)と、富強になつた「民」が「自由」放埒に流れ、為政者の命令を聞かなくなるといふ。

・条目③との対応箇所。条目③は為政者と民衆との「上下」の隔絶感を埋め、相互の疑心を去れ、というものである。

『牧民忠告諺解』では、「民トモハ長官ニ遠ル故ニ、政ノ法ヲツマビラカニ知ルコトアタハス」、したがつて、「奉行長官」の下にいる「下司」を制御して「上ヲ欺クニ忍ザルヤウニスルヲ第一トス」ることが大切である(「御下」篇)。そして、「民ヲ治ムルノ道、心ヲ省クヲ肝要トス。心ヲ省クトキハ、事ヲ省ク……事ヲハブカスシテ事シケレハ、日タイソカハシクテ、上下トモニミタレサワカシ」(「御下」篇)と、民衆の「心事」―意中にある無用な思惑を「上下トモニミタレ」る原因としている。

・条目④との対応箇所。条目④は代官が己を慎み、奢ることを諫める。また、農事の知識をもち、手代に任せず、自

らが仕置きの陣頭指揮を執り、「私」を去ることを説く。『牧民忠告諺解』では、「貪欲ノ心ヲ抑ヘザル者ハ、深キ谷ニヲチイリテ、身ヲ失フ者ナリ」(「拜命」篇)と「私欲」を去ることを説き、また、「一郡ノ奉行タリシトキ、下司トモヲアツメテ、春ハ農作ヲス、メ、桑ヲ種^{うえ}テ然ルヘキ所ヲ定メ」(「宣化」篇)と農事に子細なる必要、「其領内ニテ、骸ヲミルノ告アレバ……奉行自ラ行テ、見聞スルノ作法」

(「慎獄」篇)、あるいは、「守護奉行ノ、自ラヒトヤ〔牢獄〕へ趣テ、様子ヲコ、ロミ見ル也……獄ノミナニアラズ、領内ニ有ル所ノ公儀ノ倉ヘモ、同シクヨリく行向テ、見聞スベキナリ」(「慎獄」篇)と直仕置きを奨励している。

・条目⑤との対応箇所。条目⑤は、民衆の「私用」を厳に戒め、民衆との貸借関係を禁止している。『牧民忠告諺解』では、「万民ハ、ミナ天ノ氣ヲ受ケテウマル、有ナリ」(「文娶跋」と「民」の公的性格を強調し、「君子ノ政ヲ行フモノハ、心公ニシテ、貧トモ私ニフケリテ富ムヘカラス、ヒトニ譲リテ己力損ヲ成ストモ、利ヲ争テ、損ヲ人ニアタフヘカラス」(「受代」篇)と私利私欲を去るように説く。そして、「長官ノ身トシテ、下司トモニ、約束スヘキコトアリ、ホシイママニ民間ニアソフヘカラス」、あるいは、「公

儀ノフレナカシニアラスンハ、民間ノ輩ト往来スヘカラス
〔御下〕篇〕と、公務以外の民間との交流を禁じている。

・条目⑥との対応箇所。条目⑥は、河川・堤防・道路・橋などに常々注意を払い、維持を心がけることと、百姓の争論に関して軽いものは内済を勧め、そうでない訴訟は依怙鼠眉のないよう裁くべきだとする。『牧民忠告諺解』には、

「溝隍水路ノ橋渡ナド、皆守護ノ沙汰スル所ナリ、少シノ油断モナク、……破レタル者ヲバ葺アラタメ、ケガレタル者ヲバサラヘ、埋レタル者ヲハ開キ通シ、欠ケタル者ヲ口ハ補フ」と河川・交通の「油断」のない整備・維持が説かれる（「上任」篇）。また、訴訟は「言語ニテ争フ者ハ皆訟ナリ、訟ハ私ノ事ニアラス、公儀ニテ理非を決スル、故ニ言ノ字ト、公ノ字トヲ合テ訟ノ字を作レリ」と訴訟は「公儀」権力の決裁であることを強調し（「聴訟」篇）、「常々ノ政ニ徳ヲ施シテ民ヲ教化スル」ことで、「訟」そのものを無くすことを上策、「訟」が起こってしまった場合、「輕キ罪ヲハ、ヨキホトニ雙方ヘ言イキカセテ、ユルシ遣ワス」ことで内済させることを中策とし、最後の手段として、「理非」Ⅱ法による公明な裁きを置く。

・条目⑦との対応箇所。条目⑦は、代官の所領替えに伴う

仕置きの引き継ぎに関する注意である。年貢の未進のないようにせよと命じている。『牧民忠告諺解』では、「新奉行己レ二代テ来ルトキクトキハ……己カ此所ヲ治シ政ハ、カクイタシ候」（「受代」篇）、そして、「年々年貢未進ノ民トモノ事ニ付キテ、百箇条ニアマル勤メアリ。救ヒニギワサズンバアルヘカラス」（「省事」篇）と、仕置の官僚的な引き継ぎの強調と、年貢皆済を奨励する。

このように、『牧民忠告諺解』は、「民は国之本」条目の内容をほぼ網羅しており、両者が描く、あるべき民政官像には共通点が多い。もちろん、これだけでは正俊が『牧民忠告諺解』を読んだとはいえない。正俊と『牧民忠告諺解』を結びつける史料の根拠は存在するのか。実は、鷲峰の『牧民忠告諺解』は、ある人物の依頼によるものであった。その人物とは誰か。鷲峰の跋には次のように記してある。

【史料23】

乃知修身而后ニ読キ此書（『牧民忠告』）ヲ、則有レ便ニ於牧民ニ而可レ睹ル治国之効ニ。方今、応ニ應ニ下ノ執事備中牧紀君之求ニ、以テ国諺ヲ而解シ牧民之書ヲ、演フ忠告之ヲ。

『牧民忠告諺解』は、「執事備中牧紀君」なる人物の求めに応じて執筆したものだという。『鷲峰林先生自叙年譜略』⁽⁸⁹⁾には、延宝七年の項に、「依堀田備中守請、作牧民忠告諺解」とある。つまり、『牧民忠告諺解』は「執事備中牧紀君」⁽⁹⁰⁾すなわち堀田正俊の依頼によつて執筆された書物だったのである。⁽⁹¹⁾

第五節 「天和の治」と正俊の秩序観

1 「静」と「誠」への関心の集中

正俊が思い描く理念型としての將軍像は、「省己」により「徳」を備えて「民」を化育する「修己治人」、一種の儒教的な性格を帯びている。実際、正俊は儒教と仏教の差異を次のように論じ、儒教を君子の学問と考えていた。

【史料24】

予論儒仏之所違曰、儒教者行道之人在上、則其教及千萬人。在下、則其教難及。堯舜禹湯文武、在千万人之

上、行_レ之而道及天下、其治數百歲。孔子孟子所行雖同而在下。故其道不及天下。仏教者行道之人、在下則其教及人、在上則其教難及。釈迦雖太子而以其教難及。故下而説法。於是仏教行矣。儒仏之異依之可知也。

正俊は、儒教は教えを上から下に及ぼすものであるが、仏教は下にいて教えを広める、というように、儒教と仏教を分かつモメントを、内容よりも、普及のベクトルにおいている。⁽⁹²⁾ そのうえで、正俊は、「行_レ之而道及天下、其治數百歲」と、「儒教」を天下統治の学問として捉えている。すでに述べたように、正俊は將軍を「千万人」の上に立つ存在としていた。右の史料には「堯舜禹湯文武、在千万人之上」とあり、正俊は將軍を堯舜ら古代聖王に比肩するレベルで捉えていることがわかる。そして、儒教は、「千万人」の上に立つ、將軍こそが真つ先に学ぶべき学問として

いる。ここに近世日本における領主層の儒学受容の一形態を見いだすことは可能であろう。だが、問題はそこから先にある。正俊はなぜ儒学を必要としたのか、あるいは、正俊にとつての儒学は何であつたのか。

正俊の儒学への関心は、学問体系全体ではなく、ある部分に集中している。それは、煎じ詰めると二つの概念に集約されるといつてよい。その一つが「誠」あるいは「誠意」であり、もう一つが「静」である。鳳岡はこれに関して、「公（正俊）往昔語余曰、大学工夫唯在誠意、誠意工夫唯在静而已。曾聞其言今見其効也」と述べている。つまり、正俊は『大学』の「工夫」の要諦を「誠意」とし、「誠意」の「工夫」を「静」にありとする確信を強く抱いていたという。事実、正俊は『芥説』のなかで、「明明徳之工夫者、自誠意得之、誠意之工夫在慎独、慎独之工夫者自静而得之。大学曰知止而后有定、定而后能静……」と『大学』を引きながら「誠意」と「静」の重要性を主張している。「誠意」と「静」への正俊の関心が、どのようなものなのか、具体的にみてみよう。

まず、「静」について。正俊は、不矜子、不矜齋、又新堂、叢翁、叢窩などの号をもっていた。鳳岡によれば、「紀君備牧、好愛閑静……以復静為其佳称」、つまり、「静」を好み「復静庵」と号するようになったという⁽⁹⁵⁾。それは、ちようど、『牧民忠告諺解』が成った延宝七年夏ごろのことである。

鷺峰の『牧民忠告諺解』の草稿が成る前、延宝七年三月二八日、鷺峰・鳳岡・友元・狛庸らは正俊邸を訪れて漢詩を賦している。鷺峰・鳳岡・友元は五言律詩、狛庸は七言絶句である。これらの漢詩は、例えば、狛庸が「静裡乾坤誰敢知／山林朝市両相宜／此心豈拘外辺累／便是寂然不動時」と賦しているように、「静」をテーマにしていたが、それは、「心」⁽⁹⁶⁾／備中牧堀田君之招、即席賦之、つまり、正俊が提示した「復静」という題目に応じて即席に賦されたものであった。これらのエピソードは正俊の「静」への関心の高さを窺わせるものである。

次に、「誠意」について。「誠意」とは、『大学』で掲げる、格物・致知・誠意・正心・修身・齐家・治国・平天下という八条目の一つである。そして、この八条目は、三綱領すなわち、明明徳・新民・止至善とセットになっている。八条目のうち明明徳の範疇は、格物・致知・誠意・正心・修身の五条目である⁽⁹⁷⁾。だが、正俊は「明明徳之工夫者、自誠意得之」と明明徳を「誠意」に代表（集中）させている⁽⁹⁸⁾。また、『統芥説』には、「孔子伝曾子曰、吾道一以貫之、一誠也」、あるいは「顔子問仁曰、一日克己復礼天下归仁、為仁者誠也」、またあるいは、「易曰、敬以直内義以方外、

是誠在内則敬、誠外則義、乃一也」等々、經典等からの「誠」に関する抜き書きと寸評が記され、「誠」への関心の高さを窺わせる。

正俊と同時代の思想家で、『大学』の要諦を正俊同様、「誠意」において思想家に熊沢蕃山がいる。蕃山はその著書『集議和書』(義論之二)で、「大学の実地はいづれの所ぞ」という問いをうけ、「誠意なり。是以、伝の初は誠意を首とす」と答えている。⁽⁹⁸⁾『続芥説』を執筆していた時期に、正俊は蕃山を江戸へ呼び寄せ、二度面談している。それは天和三年(一六八三)一〇月のことで、蕃山は岡山藩の池田光政と衝突し、光政のもとを致仕し、大和郡山藩主の松平信之のもとにいた。

正俊は蕃山を幕臣に取り立てようとしたが、蕃山は郡山へ帰った。郡山藩主・信之は大老・正俊のもとで老中を務めており、正俊は信之に書簡を送った。その書簡に、「おしき者にて候。其身名高く候が不幸に候。いづ方へ成共心次第」⁽¹⁰⁰⁾とあり、蕃山が去ったことを惜しんでいる。後藤陽一は、『集議和書』が寛文一二年(一六七二)に板行された著名な書であり、正俊が読んでいた可能性を指摘している。⁽¹⁰¹⁾「誠意」への関心は蕃山の影響が考えられる。

だが、正俊の思想的特徴は、「静」と「誠」が分かちがたくセットになっている点にある。この思想的特徴について、さらにみていこう。鳳岡は次のように述べている。

【史料25】

誠者天之道也、誠之者人之道也、是故至誠者贊天地之化育也……元老古河羽林紀公、秉国之均、負任之重……徳政之暇記平生所得者以為一卷(『続芥説』を指す)。其一条説天理人物皆主静也、其二条論内外正直之義也、其三条弁以人為鏡照見己志恥不善之影尽五倫之道也、其四条議志忠孝仁義之道也。夫静者誠之本体也。正直者誠之著也。⁽¹⁰²⁾

「静」は「誠」なり。それぞれダイメンションによつて様態・発現の仕方が異なるが、根底は同じものであり、「誠」は「天地之化育」に参加する階梯であるという。正俊の思想的特徴を説く鍵は、その天地観にある。

2 天譴説と社会秩序観

杉岳志は、正俊が『颺言録』において、綱吉の彗星に対する反応を、「天之警^{イマシメテ}」^レ予^ヲ、以示^ス斯^ノ變^ヲ、寡人可^レ不^レ慎^ム之乎」と描き出していることから、正俊が「天変を天の戒めと理解し」、天譴説を内面化していたと述べている。¹⁰⁴⁾

天譴説とは、災異に対して為政者が「恐懼脩省」、ひたすら身を慎むべきだというものである。正俊は本当天譴説を抱いていたのか。正俊は「不可以有其変必有其応論之譬¹⁰⁵⁾」と天譴事応説を一蹴している。天譴事応説とは、天が為政者の個別の行跡・政策に依じて介入し、天変によつてその過ちを示すというものである。これに対して天譴説は、天譴事応説と違つて、天譴を個別の行跡・政策に依じるものではなく、為政者の政治姿勢・態度へのトータルな批判として捉える。正俊は、大老という要職に就いたことに關して「天下之重任……不知所報之、則天之譴責無矣疑哉¹⁰⁶⁾」と述べており、正俊が天譴の存在を信じていたのは事実である。

しかし、正俊が彗星などの異変を、天の意志による天譴として捉えていたかどうかは微妙である。正俊は、彗星など一時的にみえる星¹¹⁾「客星」が出現したとき、「或人」から「客星之見、或有国之乱、或有邦君貴介之亡、凡天下

之變、而現此星者何以然乎」という質問を受けている。¹⁰⁷⁾つまり、「客星」は、国家の動乱や国家の要人が亡くなる前兆なのか、と問われた。これに対する正俊の答えは次のようなものであつた。

【史料26】

是不可謂客星示孽、而地必有災、人必有禍乎。凡天地之氣不和、則或星或雲、有非常之象。遇此而或有地人之災禍。然天下國家之主大官高祿之人、身正政脩、則自無災禍。……如土用八專六氣不順、而有病者必中之。無病者不中之。

正俊は、「客星」が「孽」を「示」すものではないと明確に否定している。「災禍」は「地人」につきもので、それは「土用八專」のようなものだという。「土用」とは、立夏・立秋前の一八日間を指す。「八專」とは、壬子から癸亥に至る一二日間のうち、丑辰午戌の四日を除いた八日で一年に六度あり、『和漢三才図会』には「天氣朦鬱多主陰雨、故氣惱惱及頭痛、以三不快」と説明されている。つまり、正俊は、「客星」を天の意志ではなく、「天地之氣

之不和」によるものと説明しているのである。

だが、「或人」はその答えに納得せず、「星出則古人慎之、其所慎何如」と問いを重ねている。「災禍」が気の運行、すなわち、一種の自然現象であるならば、なぜ、「天下国家之主高官高禄之人」が「身正政脩」、あたかも彗星出現に際しての綱吉のように身を慎む必要があるのか。この問いに正俊は、「有病者遇土用八專六氣不順、則謂修養不可怠之。大凡世多不敬人、戒之以星變必可慎、則無所乖違耳」と答えている。「土用八專」の「氣」の「不順」のときに、病気になる者とそうでない者がいる。病気になる者は、要するに不断の「修養」が足りない。同様に世間には「不敬」の者が多いので、「星變」に遇つたならば、身を「慎」まねばならないという。

「星變必可慎」の直ぐ後に、「無所乖違耳」とあるのに注目したい。いつたい、身を慎めば何と「乖違かいゐ」しないというのか。正俊は「天人一理、日月無私……天罰必不可違(108)」とも述べており、天譴説は朱子学的な「天人一理」||「天人合一」論が前提となつている。「天理」は天地人を一つに貫いているから、身を慎めば、人間に内面化された「天理」と一致する。つまり、「災禍」を免れることができるかどうか

かは、人間の自己修養次第だというのである。

こうした朱子学的「天人合一」観が登場し、天人観が變化した画期の一つは、唐代末々北宋初（九世紀〜一一世紀）とされている。北宋の朝廷内で顕著なことは、天譴事応説の批判であり、「その批判の根拠に為政者の「至誠」の感応力があげられている」ことだ(109)という。これは正俊の天人観および「誠意」の重視と共通性をもつが、実際、正俊は北宋の思想家から大きな影響を受けていた。

天和二年（一六八二）、七度目の朝鮮通信使が来日した。正使は尹趾完で四百七十余名の使節団が訪れ、正俊は大老として彼らに応接した。このとき、正俊は人見友元を通詞として、副通信使の李彦綱にある儒学概念に関して教える請うている。その儒学概念とは何か。

正俊によれば、「平素所為有靜字之説」、日頃から「靜字之説」を考えていたという。その「説」とは、「周子所謂主静」、つまり、朱子学の前提となつた周濂溪れんせきの『太極図説』における「主静」説であつた。(110)この濂溪こそが正俊が大きな影響を受けた北宋の思想家である。正俊の問いに対して、彦綱からは次のような返書が来た。

【史料27】

静之一字其義甚微、而其用至博明道教學者、必先靜坐、
濂溪論太極有主靜之說、所謂靜非如坐禪入定、斷絕思
慮、只是收斂此心不使散乱走作、本然之体湛然純一、
如明鏡止水。然後、発於外者、動皆中節……天下之理、
無獨必有对。有陰斯有陽。有靜斯有動。動極而靜。靜
極服動。如人之有呼吸、水有潮汐一理、互循環無端。
而若中間裁断而言之、則靜為主、動為客。主于靜者、
所以制乎動也。⁽¹¹⁾

彦綱はまず、「静之一字其義甚微」と述べている。『太極
図説』は難解な問題を孕んでおり、その解釈を巡って、朱
子と陸象山の間で烈しい「太極・無極論争」が行われ、こ
の論争を通じて朱子学が形成されていくことはよく知られ
ている。

周濂溪の『太極図説』は宇宙生成論である。彦綱の返書
の前半は、「心」をいかに「静」にするかという人間の「内」
における修養論であり、「明鏡止水」の状態を理想として
いる。後半では「天下之理」について、「陰」と「陽」、「静」
と「動」が、必ず「対」になって「呼吸」のように交互に

「循環」するという、動的な宇宙論・秩序論を展開してい
る。そして、「主静」とは「動」を「制」することである
と結んでいる。

正俊は、この返書に対して、「文路明弁精義不凡、常措
坐右以為家珍⁽¹²⁾」と、常に座右に措き、また家宝として珍
重したと特筆している。つまり、長年の疑問を氷解させる
会心のものであったという。そして、正俊は改めて「主静」
論を次のように認識している。

【史料28】

天地未判則静也。其清者上而天、其濁者下而為地。是
自静中而天地判。凡生之始則水也。死之終則火也。水
者静也。火者動也。人与万物皆同。是自静中而人物生。
凡人慎則静、静而智明、智明而無違事理。若不敬則為
外物而心動、故昏濁不明事々皆違理。然則天地所判、
人物所生、皆自静始。則日用彝倫之道、皆非静而豈能
行乎。乃周子所謂主静。⁽¹³⁾

ここでは、人間の内面の状態としての「静」のみならず、
「天地」における状態としての「静」という、二つの「静」が

示されている。そして、「静」は「生」「水」に、その対として「動」は「火」「死」に譬えられている。

ここで正俊の号が「復静庵」であり、また、鷲峰らに示したテーマが「復静」であったことを思い起こしたい。鳳岡は「復静庵」の「静」とは、「心之静」であり、「心之静」とは「天性之静」であると述べている。朱子学では、学問によつて欲によつて曇らされていない本来の性¹¹「天性」に立ち返ることができるとし、それを「復性」という。正俊の場合、「天性」は「静」に他ならない。したがつて、「性」は「静」なりで、本来あるべき心の状態に立ち返ることは「復静」となる。

これは自己の内面の「静」だが、正俊は自己の外に広がる社会秩序も「静」の概念を用いて説明する。

【史料29】

余半百、久視世變。偶思三十年前、星夜大闇非張燭、則難行經路。然三十年來、雖晦朔星夜稍明不張燭而可也。且又冬暖如春、世人謂、日本之地遷於南方。或謂、臣下僭奢、則星光太、則奪月光云。余以為、太平久而政弛法乱、万民浮侈、則陽氣亢而勝陰氣。故夜明冬暖。

去年今年夜闇冬寒、如三十年前。近歲、天下政正、民侈稍止。故陰陽和調而然矣。是以五穀亦豐饒也。天地人一貫之理氣、果知無疑焉。凡国政正、仁道行、則天地之氣、順而静矣。国政乱、不仁行、則天地之氣亦不順矣。雖然、天地之間順亦有變、不順亦有變、是以痴人疑之。¹¹⁴

「余半百」を字義通りとすれば、この文章は正俊が五〇歳のとき、すなわち、天和二年（一六八二）の秋のもので、朝鮮通信使の李彦綱から返書を受けて間もない冬のことになる。

文意は、三〇年前は、夜暗く路を歩くのにも燭光が必要だが、だんだん明るくなり、近年、手燭なしで歩けるほどである。また、冬は暖かくなり、日本は南方に移ったのか、というような陽気に変化している。その原因は、「太平久而政弛法乱、万民浮侈」、天下泰平が続いたので規律が乱れ、民衆が奢侈に流れているからである。その結果、「陽氣亢而勝陰氣」、陰陽の気のバランスが崩れ「陽氣」が強くなつてしまった。しかし、「去年今年」、冬は寒く、夜闇も三十年前の如く戻った。それは、天下の政事が正しく行われ、

民が奢侈を止めたからである。正俊は、天候の不順を天の啓示と見なさず、「土用八專」の「六氣」同様、気の運行に置いており、その運行は地上の人間の営為と対応している。天地の気を「静」に復し、社会秩序を維持するのは、「天下政」、すなわち、仕置の正否という人為に置かれている。

そして、波線部では「天地人一貫之理氣」と述べている。正俊の場合、この「理氣」は「誠」に置き換えられ、「万物与天地同誠」⁽¹¹⁹⁾あるいは「天地人以誠一貫之謂也」⁽¹²⁰⁾というように、「誠一元論」⁽¹²¹⁾でもいうべきものになっている。つまり、正俊は、意を「誠」にすることが、天地人を「静」に保ち、社会秩序を安定させる要諦と考えていたのである。

正俊が気の調和の理想状態を「三十年前」に置いているのは興味深い。この文章が天和二年のものとする、「三十年前」とは、承応元年（一六五二）となり、家綱が將軍に就いた翌年である。すでに述べたように、正俊は、家綱の治世を、「夫在位三十年国家昇平 本朝中興以来、如此在位之久者鮮矣」と絶賛していた。正俊のあるべき將軍像が家綱によって形成されていたように、社会秩序の理想状態も家綱の初政の頃に設定されている。

だが、その在位三〇年間は最初から最後まで、「昇平」で安定していたわけではない。【史料29】では、太平が続き、人心が乱れ、気の調和が破れつつあったとしている。それが、綱吉の治世となり、再び「三十年前」のごとく「静」に復してきたという。社会状態が、「復静した天和二年は、『颺言録』で「民惟邦本」に基づく仁政により、「天人」が感応して「豊年」をもたらしたという認識と一致する。しかし、この「国家昇平」にして「太平」が続く「静」なるときこそ、「政弛法乱」「万民浮侈」という「動」の影が忍び寄る。そこで、正俊は次のように、「静」時における立法を主張する。

【史料30】

余及半百、視世上之變問、有大旱大雨大水大風大地震之災、而民居田圃荒損、土民多苦之。当其時議政之人、出法令、救時變。其為法者出自變災、故及靜時、必有害矣。是故、法者靜時之所令、則雖行於何世然無害為若有變、則唯可為救其變之計耳。⁽¹¹⁷⁾

自然災害のときに合わせて作られた「法令」は、「静」な

るとき、社会が安定したときには、かえって「害」をなす。したがって、「法令」は「静」なるときにこそ発布すべきであり、災害時には、いかに「救」うかのみを考えればいいのだ、という。正俊の藩政思想にも、厳格な法治主義と「御救」による仁政主義の二つが存在したが、これは矛盾するものではなく、自然環境による「民居田圃荒損」、違作・凶作のときには「御救」を主張し、平時においては、法による厳格な統治を行う。

社会秩序としての「静」を維持する具体的な方法は「法令」による。では、その社会に住む人間はどのようなようにして内面を「誠」にし、「復静」すべきか。

正俊は將軍の心的態度として、「君子、無人欲之私、其心常静而安」と述べる。『太極圖説』でも、濂溪は「静」に自注して「無欲故静」としている。つまり、心の平靜が破れ、「動」に制せられるのは「私欲」による。

だが、『史料29』では、將軍のみならず、「万民浮侈」、奢侈に流れることが天下が乱れる主な原因とされている。

正俊は「無一毫人欲之私、故心無妄動矣」と、「人欲」を去ることを、心の「静」＝「誠」を保つ工夫とする。逆に、心が「私欲」に「動」せられて具現化したものが奢侈であ

り、奢侈が極まれば、陰陽の気のバランスが崩れ、社会秩序全体が「動」へ傾く。ここに、社会秩序を「静」に保ち、国家体制を安定させる風俗統制として、奢侈が最大の課題となってくる。

綱吉政権の基本政策の一つは儉約令であった。天和元年（一六八一）四月に高価な献上物を禁じたのを皮切りに、五月に浅草商人が奢侈を理由に追放され、天和三年（一六八三）正月、女性の衣類の贅沢品を禁じ、二月には百姓町人の衣類に関する儉約令などが矢継ぎ早に出されている。

『颺言録』の本文三六条のうち、一二条ほどが奢侈禁止・儉約に関するものであり、三分の一ほどを占めている。綱吉政権の儉約令は、正俊の社会秩序観の影響が考えられる。

また、諸職人がその腕を競い「天下一」と称して喧伝する風潮があった。幕府は、天和二年（一六八二）七月にその称号を禁じている。この件に関して、水林彪は「人々が直接に超越者」、すなわち「天道」と「結びつくことを断ち切るうとする試み」⁽¹⁸⁾と説明している。だが、『颺言録』では、その理由を「是為私欲作偽詐乃乱俗」としている。つまり、天下一の禁令は、「私欲」によって社会風紀を「乱」すことを理由としたもので、正俊が奢侈を禁ず

る所以と共通している。

3 君臣観と牧民官

正俊の「静」あるいは「誠」への関心は、『牧民忠告』の訳注依頼と、どのように結びつくのだろうか。鷲峰は『牧民忠告諺解』の奥書で、『牧民忠告』を次のように評している。

【史料31】

夫^レ守^ル州郡^者ハ、分^テ君上^之憂^ヲ而、養^フ闔境^之民^ヲ、
…元^ノ張氏^作ル牧民忠告^ヲ、蓋^シ寓^ニスルコト意^ヲ於此^ニ乎、就^テ
想^フ君^ヲ擇^ニ守令^ニ則郡県治^リ而国家平^{ナリ}。守令^施ス^トキハ
仁政^ヲ、則群黎懷^テ、而藩屏堅^シ。牧民^之教^ハ、豈^ニ其^レ容
易^ヤ。嗚呼^レ修^レ己^以安^レ百^姓者^ノハ、君子^之徳也。不^レ
レトキハ、修^レ己[、]則何^以安^レ百^姓者^ヲ哉。

『牧民忠告諺解』の本文の訳注では、近世日本国家を国郡制をベースに論じている。しかし、ここで「郡県」制としているのは、張養浩の寓意を付度し、中国の制度を参照

しているからである。郡守と県令を意味する「守令」が用いられ「郡県」制と対応している。興味深いのは、「君」は「守令」を選ぶ主体とされ、実際に「百姓」に「仁政」を施す主体は、地方に派遣される「守令」とされていることである。そして、「修己治人」という「君子之徳」は「君」のみならず、すべての牧民官が備えるべきもので、「仁政」の担い手として民衆統治の最前線に立つ存在として期待されている。

さて、鷲峰は、【史料31】に続けて、正俊の『牧民忠告諺解』の依頼について、「所謂行^フハ遠^ニ必^ズ自^レ邇^キ、登^カ高^ニ必^ズ自^レ卑^ノ之影響乎」と述べている。正俊が、「麾下ノ執事」＝幕府の若年寄として、高邁な「民惟国本」という理念に基づく「仁政」の実現は、『牧民忠告』のように、中央から地方に派遣される官吏によって、「卑^ク」いところから始まると考えていたからではないか、という。

鷲峰の指摘は示唆に富むが、ここには思想上の大きな問題が横たわっている。『牧民忠告』は「ペダンドクラシム」(Pedantry・学者支配)に比肩される中国の科挙に基づく官僚支配の「郡県制」から生まれた書物である。一方、近世日本の国家体制は、戦国時代の武士団が為政者

となつた経緯から、幕藩主従制に基礎をおいている。この国家体制の違いは正俊の思想においてどのような認識され、統合されていたのか。この問題を探るためには、正俊の国家観と君臣観を明らかにする必要がある。

正俊は『勸忠書』という書物を著している。これは臣の君に対する「忠」を説いたもので、その心構えが二三条記されている。まず、第一条で、「忠孝之道自古論之、如車有両輪、余常想、忠最重矣、若以孝為重者、則其父母存之間不事君而可乎」と述べている。「忠」と「孝」を比較すると、「忠」がより重要であるという。

この「忠」の重視は、中国と日本を比較したもので、正俊は「凡中華則左仁右義、故孝文為左、忠武為右。日本則左義右仁、故忠武為左孝文為右。乃是以中華日本國風之不同也」⁽¹²⁰⁾と、はっきりと「國風」の違いを認識していた。

つまり、「孝」に対する「忠」の優位は、近世日本国家が中國と違つて、武士団による統治体制を布いているという國家体制の認識の上に立つたものである。

正俊は『大学』などの「聖賢之道」を重視したが、一方で、「今學者、其書而必先好為人師、不知其時、……讀書之人、却多不善之人、乃讀書何益矣」⁽¹²¹⁾と述べている。こ

の「時」を知らず、とは時代の差異だけではなく、聖賢之道が説かれた古代中国の國家体制と、当時の近世日本の國家体制の違いを含んでいる。「武」の優位は、兵農分離を前提に、支配層と「万民」という被支配層を画然と區別する身分意識につながる。したがつて、正俊には、宋学の基調とされる「聖人学ンデ至ベシ」という立場⁽¹²²⁾は取れない。正俊の學問観は、「今學者讀其書、而必先好為人師、不知其時且不弁問者之氣質、唯混然講說……故讀書之人却多不善之人、乃讀書何益矣」⁽¹²³⁾というもので、學問としての儒學は重視されず、武士の修己の方法も、格物・致知という階梯を経ずに、「誠意」に集中することになる。

正俊は明らかに日本の國家權力を君臣主従制におき、「忠」をその思想原理の一つとしている。では、この君臣観とこれまで見てきた社會秩序意識としての「誠」、あるいは、「靜」はどのように關係するのだろうか。⁽¹²⁴⁾

正俊の儒學概念への関心が「誠」と「靜」に集中する背景には、家綱々綱吉政権下の治世を、總體的に「國家昇平」「太平」と捉え、陰陽の氣が調和した「靜」状態として捉える歴史意識が存在した。「國家昇平」の維持は、「靜」の状態を保つことにある。そこで、まず、國家秩序の頂点に

立つ將軍に、「君子無人欲之私、其心常靜」と、「人欲」を去り、「心」を常に「靜」に保つことが要求される。

しかし、將軍が独力で、天下の民に遍く「徳」を及ぼし、社会を「靜」に保つことはできない。ここで、將軍と民衆の間に立つ、「臣」の役割が重要になってくる。正俊は、君臣の關係を次のように論じている。

【史料32】

君臣之道、与天地齊。天雖高而備地、於其中生育万物。地雖卑在天之中、而四方上下皆天之所覆也。能載物而養之。乃如上下相隔其理則一也、而不可偏立矣。君臣之道乃如此。君雖高在上而置万民於心中、其志不通四方、而惠養其徳之乃不通矣。臣亦雖在下而如地在中、其志不通於四方上下難至真忠。君臣之間、如天地交互合、則無不和順也。⁽¹²⁵⁾

正俊は君臣關係を天地に譬えている。君は天、臣は地であるが、天の如き高きにいる君のみでも、また地たる臣のみでも天下に「徳」を及ぼすことはできない。君臣が交合し緊密に一体化することで初めて、「四方上下」を覆うこ

とができるという。

従来、本来的に「人工的」な社会秩序を自然状態になぞらえることは、規範と自然との連続、あるいは、政治の道徳への従属であり、「静的オブティミズム」を示すものとされてきた。そして、いわゆる「近代的」思维はこの連続性を裁ち切り、人欲の解放にによつてもたらされるというのが定説であつた。⁽¹²⁶⁾

確かに、有徳の將軍によつて、人心相和し、天人相関し、五穀豊穡、治国平天下がもたらされる……という秩序観、あるいは、社会秩序を陰陽の調和になぞらえる正俊の思想も、自然と人為を連続させた、一見オブティミスティックなようにみえる。しかし、この調和的秩序は微妙なバランスの上に成り立つもので、人心は常に「私欲」に曇りやすく、再び「動」「乱」へ流れるという危機意識・ペシミズムを内包している。したがつて、君臣は治国・治人の為政者たることを常に意識し、彗星などの特異な現象が見られるときのみならず、「不移心於外之、善不善日々内省自改」、心が「外」のものに動かされ、私欲に曇らされることのないように、不断に自らの内面を問い続けなければならない。つまり、武士はその身分に安住することが許されず、国家

・社会の担い手としての自覚が要求される。

また、正俊は、社会全体の陰陽の気のバランスを左右するのは万人の人心と考えていた。つまり、社会秩序の理想状態を「静」として捉えることは、人心という不安定な要素を政治の地平に持ち込むことになる。そこで、「国家」と「万民」の治安のために、「君臣相和而心自静矣。君臣和静則国家治万民安」⁽¹²³⁾と、君臣の「和」は絶対必要条件として認識される。逆にいえば、君臣関係は「国家」と「万民」の治安という課題に規定されることになる。

具体的に、「太平」な時代における君臣関係はどのようなべきなのか。正俊は次のように述べる。

【史料33】

凡為臣事君尽忠者、人之常也。……夫我所願、則居牛馬之職者能養牛馬、唯思足君之用。居治土之職者、唯思正群士之志、而使無奢無貪不怠、弓馬之業勩於忠義、居治世之職者唯思安万民、而使之各能勤土農工商之職。

国家安寧四海昇平、各能知其時安其職、勵忠、誠、可謂人臣之心。⁽¹²⁴⁾

あれほど正俊が重視した「誠」が、ここでは「励忠、誠」と、「忠」と併置されている。しかし、この「忠」は直接君に向けて発揮されるのではない。正俊は、凡そ「人臣」たる者、すべからず「国家安寧四海昇平」の時代であることを認識し、それぞれの「職」に励まねばならないという。つまり、「忠」は国家・社会秩序の安定に「静」に向けて発揮されるべきであり、したがって、「誠」と重なるのである。

ここで「治世之職」とあるのに注目したい。「土農工商」の四民にそれぞれの「職」を「勤」めさせる役職が、なにゆえ「治世之職」と呼ばれるのか。正俊はいう。「愚謂治国家者……正心為国家之本、不細料万民、而唯省己謹行、常思於政事、孜孜不怠則国家自治矣」⁽¹³⁰⁾、すなわち、「万民」に慈悲深く接し、「心」を「正」して、「己」を「省」み、政治に専心する。修己治人を実践する民政官こそが、「国家之本」を「為」める重要な役職として考えられている。

『牧民忠告』は、「張希孟方作ル所ノ牧民ノ一書、オノレヲオサメ、民ヲ治ル道ニ於テ、ツツサニ具レリ、誠ニ民ヲヤシナフ者ノオキテナリ」（金克一跋・鷲峰記注）とい

う、修己治人、すなわち、民政官の指針を示す書である。身を慎み、民を治めることを「治世之職」と考えていた正俊にとつて、『牧民忠告』は関心を引く書物であつたに違いない。

『牧民忠告諺解』の訳注は、単に理想的な民政官像を提示するにとどまらず、近世国家体制のあり方にも踏み込んでいる。訳注では、依頼者である正俊の君臣観・国家観に対応するように、原文にはない意識が施されている。

漢籍『牧民忠告』は郡県制を前提としており、対象とする「牧民者」は「県」行政機関の官吏とされている。⁽¹³⁾一方、鷲峰が『牧民忠告諺解』で採用している国家の枠組みは、封建制でも郡県制でもなく、国郡制である。例えば、『牧民忠告諺解』の序には、「国司郡牧二告ケ教へ民ヲ養フ道ヲ述タリ」、あるいは、「国郡ニテ民ヲ養フ官人」、本文の訳注には「国郡ヲ司ドルノ奉行役人ノ民百姓ニ於ケル、母ノ子ニ於ルト、何ソ異ランヤ」とある。

『牧民忠告』の訳注で最も問題となるのが、中国と日本の国家体制の違いであり、特に、個別領主権を持つ大名の扱いである。『牧民忠告諺解』では、「守護奉行タル人、土民百姓ヲ教ルコト、牛馬ヲヤシナウコトク、ヨキ政ヲ行テ、

其ノ心ニカナフヤウニスル故ニ、牧ノ字ヲ国守ノ義ニ用ルナリ、或ハ州牧ト云イ、或ハ人牧ト云ヘルモ、牧民ノ意ナリ」としている（序）。『牧民忠告諺解』に限らず、鷲峰は、しばしば「国守」「州牧」など藩主レベルの領主に「牧」の字をあてる。例えば、『国史館日録』『南塾乗』には「永伊牧」「堀備牧」とあるが、永井伊賀守尚庸と堀田備中守正俊を指している。『牧民忠告諺解』では、「牧民ノ官」に代官のみならず、「守護」「州牧」とされる大名を含んでいる。「牧民ノ官」とは、「君命下テ、己ニ何レノ所へ行テ、民ヲ養ヘトノ仰」を受け、「公儀ノ務」につく者であり、中央政府から国郡に派遣され、「公儀」から俸禄を受け、「国恩」を感じて民衆を統治する官吏をすべて含んでいる。大名が国家の官僚に含まれていることは、大名が独立して自律的に領域を支配する領主として見なされていない、ということになるだろう。『国史館日録』『南塾乗』は訳注書ではなく日記である。このことは、鷲峰の周辺に大名を国郡制下の牧民官・州牧としてみなす習慣が存在したことを示している。

国郡制をめぐる論点の一つとして、「守護公権」がある。これは、領主権力が正統性を獲得するのに、国郡制に基づい

た守護公権を背景にしているかどうかを巡る議論である。⁽¹³²⁾

『牧民忠告諺解』のなかでは中央から派遣される「牧民ノ官」に関して、「国司郡牧」というような語も見られるが、最も多く使われているのは「守護」である。例えば、「ソレ国郡ノ守護タル者、能身ヲ卑下シテ、礼法ヲ以テ人ヲヤシナフ……」というように、国司・郡主に当てられている。そして、「国郡ノ守護ハ、大形三年ノツトメスクレハ、別人カワリテ、旧守護ハ他所へ移ルモノアリ」と、守護の交替を述べる。

鷲峰はさらに、「三年ノツトメスキテモ、政善レハ郡民ノ望ニ依テ、カサネテ三年ツトムルモアリ、是ヲ重任トテ、其人ノ規模ニスルコトナリ、政アシケレハ、三年モ過サルニ、或ハ大郡ヨリ小村へ移サレ、罪重ケレハ、遠国へ流サル、モアリ」（「受代」篇）というように、交替しない場合もあるが、それは領民の民衆の要望によるもので、また、仕置が悪ければ任期の途中でも更迭や、罰せられることもあると述べている。

そして、「守護」が「其務ヲカクトキハ、己レカ身ハ勞セスシテ安ケレトモ、公儀ハ如何。守護奉行ノ役ニソナハツテ、仁政ヲ施サズンハ、百姓ノ思フ所如何ガセン」と

いう（「拜命」篇）。また「守護ノ沙汰」を怠り「牧民ノ務皆怠ル」ような輩がいるが、「公儀ノ務ハ、サシノ事ニテモ、其心ヲ尽サムレハ、俸禄ヲ費スノ罪人也。天罰ヲ得ル者也」と述べている（「上任」篇）。「守護」は任地に赴き、「百姓」に「仁政」を施す存在であるが、その「牧民ノ務」は「公儀ノ務」である。つまり、「牧民ノ官」として「守護」は「公儀」権力の一部を構成している。したがって、ここで述べられているのは、まさに、国郡制における「守護公権」の問題である。「守護」の統治の正統性の背景には「公儀」権力が存在し、さらにその背景には「天」が存在する。鷲峰の、この「守護」に関する一連の記載は、『牧民忠告』原文に対応する箇所が存在せず、鷲峰の思想が表明された部分と考えられる。

その他にも、『牧民忠告諺解』には、『牧民忠告』の原文に用いられていない言葉が存在する。例えば、「公儀ノ務ハ、少シノ事ニテモ、其心ヲ尽サムレハ、俸禄ヲ費スノ罪人也」とあり、地方官は「公儀」から「俸禄」を受けた者とする。また、原文では、地方官が任地に赴くのを「拜命」としているが、『牧民忠告諺解』では、「君命」としている。そして、原文には、「国恩」という語はあるが、「君恩」と

いう語は存在しない。『牧民忠告諺解』では「国恩」に「君恩」を重ね、国家権力は「公儀」に置き換えられている。ここでは、地方官は吏僚であると同時に、將軍を頂点とする主従制に組み込まれている。

一方、正俊の著作『颺言録』には「国家」という言葉が何度か出てくる。『颺言録』は將軍の「聖言」録であり、この「国家」は藩ではなく、徳川家が支配する日本全体を指している。そして、正俊は自身を、「臣正俊、庸味之陋質忝浴高擢之大恩、常三尺^{しせき}幕下^{ミクゲニ}叨預¹³³機務」¹³³と將軍から大老に拔擢され、「大恩」をうけて、幕政を預けられた家臣として捉えている。

正俊の思想には、領土・領民の統治権が將軍から預けられたという天道委任論的な特徴は見られない。管見では、正俊が自藩を指して「国家」と呼ぶ例は見受けられず、国家老・若林左衛門らに宛てた書簡では、「兎角法之正敷立候様二仕置申付候得者、家郡治り申候」と述べており、国郡制の意識を垣間見せる。

塚本学は、正俊の死後、貞享四年（一六八七）に出されたキリシタン禁令のなかで、大名を旗本同様に「地頭」と呼んでいる点を重視する。これは、綱吉が日本全国を「徳

川將軍家の支配地」とし、大名は「その地方知行部分」を支配するに過ぎず、「大名を將軍家の吏僚とする体制」を指指したものと位置づけている。¹³⁴

だが、大名を国家官僚としてみなす立場は、寛永大飢饉を経て慶安二年（一六四五）に成立した、松平定綱の著書『牧民後判』にすでに見られる。¹³⁵『牧民後判』『牧民忠告諺解』『颺言録』などの書物は、塚本が指摘する綱吉の構想が、貞享四年以前から大名や思想家の間に存在していたことを物語る。

『牧民忠告』には、「仁政」という言葉そのものは原文にはない。だが、『牧民忠告諺解』には八度も登場し、しかも、そのうち六度は鸞峰の序と跋に集中している。「牧民八王道ノ仁政ナリ（序）」というように、『牧民忠告』を「仁政」思想の書として位置づけようとしているのは鸞峰であった。『牧民忠告諺解』成立の一年余り後、「民は国之本」条目により、「民は国之本」という「仁政」思想は、上は將軍・大老から下は代官まで貫いたことになる。その意味で、まさしくこの条目は、近世幕藩制国家思想の旋回を象徴するものであり、綱吉政権による「仁政」宣言であったといえるだろう。

おわりに

鸞峰は、正俊以外にも、領主の求めに応じて多数の書物を執筆している。『本朝通鑑』の編纂は幕府の依頼であった。將軍・家綱からの依頼として、『日本百将伝』（明暦元年）、『唐百人一詩』（万治元年）、『異朝百将伝』（寛文元年）『本朝三十六将小伝』（同年）がある。諸大名から依頼されたものに、『会津山水賦』（寛文七年・保科正之）、『管春録』『両朝時令』（延宝元年・前田綱紀）、『本朝言行録』（延宝元年・酒井忠孝）、『関東行賞録』（延宝三年・稲葉正則）、『本朝三十六将小伝』（延宝五年・松平忠房）、『国史実録』『本朝武将三十六人』（延宝七年・稲葉正則）、『本朝近代一人一種』同『続集』（同年・水戸光圀）がある。

以上の書目から、当時の領主が思想家に何を求めていたのか、その傾向が垣間見える。いずれも、歴史・軍学・詩歌に関するものである。正俊のように民政書、しかもそのわかりやすい訳注・解説書の執筆を依頼した領主はいない。『牧民忠告諺解』の依頼は、それ自体、正俊の思想の個性を示すものである。

従来の思想史では、国家体制と儒学の適合性を前提として、儒学者の思想をそのまま国家思想と同定してきた。逆に、不適合性に立つ場合、例えば前田勉は、近世前期の儒者や林家の役割について、幕府が求めていたものは、『東鑑』や『六韜』『三略』のような兵書などの知識であって、四書六経の儒学ではなかった⁽¹³⁶⁾としていた。同様に、渡辺浩は、林羅山・鸞峰ら林家の学者は、単に「御伽衆」に過ぎず、政治に対する影響力をもたなかったと断じている。⁽¹³⁷⁾

だが、正俊と鸞峰・鳳岡・友元ら林家との関係は違っていた。堀田家と林家との交流は、父・正盛の代、林家の側でいえば羅山のころからあった⁽¹³⁸⁾。正盛は、寛永一三年（一六三六）、羅山に『倭漢軍談』の執筆を依頼している。ただし、羅山は多忙をきわめ、実際に執筆したのは鸞峰であった。『倭漢軍談』から『牧民忠告諺解』へ、軍書ではなく民政書の依頼に至るまで、三〇数年の間には、寛永大飢饉が横たわっており、武士の意識も変化した。堀田父子の林家への依頼書目の違いは、領主の意識変化を象徴しているように見える。

さらに林家は、綱吉政権下において幕府との関係を深めてゆく⁽¹³⁹⁾。大名を統制する「武家諸法度」は元和元年（一

六一五)に家康が仏教者・金地院崇伝に命じて作らせたもので、七月七日、伏見城において諸大名に申し渡されたものである。このとき、法度を読み上げたのは作成者である崇伝であった。その後、寛永一二年(一六三四)、家光時代の改訂は林羅山によって草案が作成され、老中の審議、家光の決定を経て、江戸城で読み上げたのは羅山であった。以降、武家諸法度は將軍の代替わりごとに改訂される。

天和三年、綱吉政権下においても武家諸法度の改訂が行われる。鳳岡の年譜に「七月二十五日蒙 命読御条目、因賜時服二領。二十六日又読之初日者旗族列侯一萬石以上、後日者旗下一千石以上とあるように、このとき江戸城内で、大名と旗本に向かって武家諸法度を読み上げたのは、林家の当主・鳳岡であった。蓬左文庫所蔵の天和三年武家諸法度発令時の江戸城座席図をみると、居並ぶ諸大名の最も上座に大老・正俊が座っている。別室で堀田正英(正俊の弟)、秋元喬知らと列座していた鳳岡が、御前に進みで、正俊の側に隣席して読み上げている。

同年六月には、綱吉の子・徳松の死去を契機に、親族の忌中・服喪期間に関する服忌令の調査が開始された。調査を命じられた者は、信篤、友元、木下順庵らの儒者と、神

道者の吉川惟足であり、幕府側でその中心となったのは、正俊の息子・正仲であった。調査された服忌令は翌貞享元年二月に清書され、三月に正俊の名で発布される¹⁴⁰。さらに、朝鮮通信使の応接において、正俊とともに鳳岡・友元らが通詞役として出席し、対外関係においても活動している。儒者が政治に対して無力であったわけではない。

これまで綱吉政権を特色として指摘されてきた儒教的政策、特に林家の重用には、正俊の影響が感じられる。正俊が鷲峰らと議論した大きなテーマの一つは宋学の起点をなす『太極図説』の「主静」説であった。儒者に儒者本来の専門知識を要求した領主は存在した。

こうして、「天和の治」をリードした正俊は晩年、ますます国家における地位を高めてゆく。貞享元年(一六八四)正月、綱吉は諸大名を従えて紅葉山の東照宮に参拝する。正俊は「幕下(將軍)先拝飲之畢、而後尾張黃門水戸参議紀伊羽林等皆賜之正俊亦与三家尾張黃門水戸参議紀伊羽林号三家同席同座。余於是慨然中心自謂君恩广大負担不可堪之呼噫到于此哉」と述べ、將軍から御三家と同列に扱われたことに感激している。大老・正俊の絶頂の時であった。

正俊は、ちょうどこの一カ月ほど前、『颯言録』の巻四

を削って『颺言録』の「正本」を完成させている。「正本」の最後の条は、綱吉と政道を論じたあと、「古曰、水至_テ清_ハ則_レ無_レ魚_治」国家_者可_レ不_レ思_レ之_乎」で結ばれている。つまり、この一文が「正本」『颺言録』の最後の文章である。

主語が明瞭ではなく、綱吉の発言にも、正俊の言葉のようにもとれる。だが、同時期に成立した『芥説余録』には、

「戒遇吟（二四句）という正俊の七言排律の漢詩が載せられており、その初句と二句には、「晴極無雲与陰雨／水清無魚住稀」とある。正俊の「静」は陰陽の気の一方が他方を駆逐するのではなく、その調和にあつた。天気は晴れ、水は清いほうが良いが、それも程度による。続く七、八、

九句では「富貴不慎則召災／豊年政違害即作／国法嚴則民心散」と詠む。

『颺言録』では綱吉政権の天和二年を「豊年」とし、綱吉を讚美していた。その「静」なる時こそ、「法令」を立てるべきだというのが正俊の主張であつた。しかし、あまりに厳格すると、国の本たる「民心」が離れてしまう。そして、一二句では「聖法非時違天則」と述べる。幕法を天下の大法として聖典視していた正俊であるが、「聖法」といえども時宜を得なければ「天則」と違えるという。『颺

言録』の「水至_テ清_ハ則_レ無_レ魚_治」は、「法令」の厳格さを巡つて將軍と正俊の間に確執・対立があつたことを示唆するよううに想われる。⁽⁴¹⁾ 正俊の死後、綱吉の家臣団・神田館⁽⁴²⁾の牧野成貞・柳沢吉保らによる、いわゆる「側用人の政治」が開始される。

領主が思想家に書物の執筆を依頼する。正俊が『牧民忠告』の訳注を鷲峰に依頼したことは、これまで看過されてきたように、小さな出来事にみえる。しかし、その形成過程を探ることで浮かび上がってきたのは、国家体制と社会秩序の安定の要諦を「人心」統治に見いだし、領主が思想家と交流し、民政思想を形成していくゆく姿であつた。

「天和の治」の幕開けを飾る「民は国之本」条目。その背景には、民政思想を模索する領主・正俊と思想家・鷲峰の交流が存在した。その意味で、『牧民忠告諺解』は、「天和の治」を象徴する書物の一つといえるだろう。

【注】

(1) 「貞享元年八月廿八日／不矜院様御不慮一条江戸佐倉日記書抜且又前々被 仰出書抜」（財団法人・日産厚生会佐倉厚生園所蔵「堀田家文書」マイクロフィルム版R二、

一八。以下、堀田家文書はマイクロフィルム版を参照。「堀田家マイクロ」と略す。

- (2) 「天和の治」を扱った研究に、徳富蘇峰『近世日本国民史・元禄時代政治篇』（講談社、一九八二。但し成稿は大正末年）、内藤耻叟『徳川十五代史』（新人物往来社、一九八五、但し初版は一八九二）、栗田元次『江戸時代』上（内外書籍、一九二七）、三上参次『江戸時代』上（富山房、一九四三）、大石慎三郎『元禄時代』（岩波書店、一九七〇）、塚本学『生類をめぐる政治』（平凡社、一九八三）、同『徳川綱吉』（吉川弘文館、一九九八）、辻達也『享保改革の研究』（創文社、一九六三）、児玉幸多『日本の歴史16 元禄時代』（中央公論社、一九六六）、尾藤正英『日本の歴史19 元禄時代』（小学館、一九七五）、深井雅海『綱吉政権の主体勢力』（『徳川林政史研究』一九七七）、同『綱吉政権の「賞罰厳明」について』（『徳川林政史研究』一九七九）、深谷克己『体系日本の歴史9 土農工商の世』（小学館、一九八八）、高埜利彦『日本の歴史13 元禄・享保の時代』（集英社、一九九二）、同編『日本の時代史16 元禄の社会と文化』（吉川弘文館、二〇〇三）、横田冬彦『日本の歴史16 天下泰平』（講談社、二〇〇二）などがある。

(3) 辻前掲書四六〜五五頁。

(4) 綱吉政権が諸大名に厳しかつたという見解は戦前から存在する。例えば、三上参次は綱吉政権に関して、「賞罰厳

明綱紀頗る張る」という一節を設け、内藤正勝、永井尚長、加賀爪直清、真田信利、本多政利、本多利長、桑山一尹、土方雄隆、松平忠勝など、領地を没収された諸大名を挙げ、「賞罰厳明、政をなす事最も厳肅にして、其の他諸大名・旗本中に責罰を受けしもの頗る多く、随って諸大名は細心厳肅に傾きし」と述べている（三上掲書）。こうした見解は近世においても存在する。例えば、『徳川実紀』では、「当代賞罰厳命におはしければ、当時諸大名の、あるは、国政よろしからず、あるは継嗣のなきをもて、所領除かれしもの、封地削れしものかずくなり」と述べている。だが、辻が論じた新しさは、「大名処分の内容」で、綱吉政権の厳格さが、譜代大名に向けられていたことを明らかにしたことである。四代將軍・家綱の時代に形成されたのは、譜代大名による「元老・門閥」の国家権力ヘゲモニーであり、「將軍は次第に幕政上の存在を小さくしていった。その極点に達したのが酒井忠清のいわゆる下馬將軍政治」である。したがって、綱吉は、政治の主導権を握るために譜代層の「元老・門閥」ブロックを粉砕する必要があった、という（辻前掲書）。

(5) 深井前掲『綱吉政権の「賞罰厳明」について』。

(6) 深谷克己も「綱吉政権は、「天和の治」とよばれた初政のころ、「賞罰厳明」といわれるほど政治不正にきびしかった。ことに直接、幕領の民と接する代官たちに対して厳格であつた」と、「賞罰厳明」政策を大名統制よりも、代官の肅正に力点を置き、「身分制・世襲制にささえられながらも行政事務に従事する近世的な「官僚」としての性格をいちじるしくつよめる」と述べている（深谷前掲書）。

(7) 辻前掲書四二頁。以下、「民は国之本」で始まるこの触書を「民は国之本」条目と呼ぶ。

(8) 例えば、大石慎三郎『享保改革の経済政策』（御茶の水書房、一九六一）、同前掲『元禄時代』、塚本前掲『生類をめぐる政治』、同『徳川綱吉』、藤野保『幕藩体制史の研究』（吉川弘文館、一九六一）、朝尾直弘『將軍政治の権力構造』（岩波講座 日本歴史）一〇、岩波書店、一九七五）、深谷前掲書、高椋前掲書、同編前掲書、横田前掲書など。

(9) 高柳眞三・石井良助編『御触書寛保集成』（岩波書店、一九三四）。

(10) 辻前掲書三五頁。

(11) 同書四一頁。

(12) 横田前掲書三〇四頁。

(13) 徳富前掲書。

(14) 戦後の思想史は、長い間、近世幕藩制国家と儒学の親和性を巡る、「適合・不適合」論争説を中心に推移してきた。

不適合論を代表する論者の一人は渡辺浩であるが、渡辺も、「好学」の五代將軍綱吉の治世は、儒学の普及においても一つの面期をなしたらしい」と、一応承認している（渡辺『近世日本社会と宋学』東大出版会、一九八五、一七頁）。

(15) 辻前掲書二六頁。

(16) 内閣文庫所蔵『江戸幕府日記』。同所蔵『柳營日次記』にも「堀田備中守出次字 御前、万事百姓等之儀、御用被次字 仰付」とある。

(17) 高柳・石井編前掲『御触書寛保集成』六八八頁。『御当家令条』（石井良助編、弘文堂書房、一九三九）では、差出が「備中在判」とあり、さらに宛先が「御代官中」と明記されている。なお、『牧民金鑑』（刀江書院、一九六九）にも、この「民は国之本」条目が掲げられているが、なぜか発布時期が「閏十二月」となっている。延宝八年に閏一二月はないので、転写の際の誤読・誤記と思われる。

(18) 辻前掲書六二―七五頁参照。

(19) 高椋前掲書一二五頁。

- (20) 『徳川実紀』(黒板勝美編、改訂増補『国史大系』第四二卷、国史大系刊行会他、一九三二)三五七〜三六八頁。
- (21) 『徳川実紀』の「明君録」性については、若尾政希「享保く天明期の社会と文化」(大石学編『日本の時代史16 享保改革と社会変容』吉川弘文館、二〇〇三)参照。また、『徳川実紀』の編纂過程については小宮木代良『徳川実紀』と幕府日記(鶴飼政志他編『歴史を読む』東京大学出版会、二〇〇四)参照。
- (22) 内閣文庫所蔵『延宝録』。
- (23) 前掲『柳菴日次記』も同様である。
- (24) 『颯言録』(『文明集』二卷所収、堀田家マイクログR二三四・一五)。
- (25) 若尾政希『「太平記読み」の時代』(平凡社、一九九九)三〇〇頁。
- (26) 『続々群書類従』第三二(続群書類従完成会、一九七〇)。
- 群書類従本は、堀田家文書本に、例えば「彗星見于西方」とあるのを、「彗星見于西方」と記すなど、誤字・誤植が少なからず存在する。したがって、本稿では堀田家文書本を参照し、訓点のある『文明集』所収本から引用する。
- (27) 堀田家は、近世前期に正俊の父・正盛、兄・正信と二代佐倉藩主となったが、正信が改易される。その後、正俊
- (28) 伊東多三郎「螺鈿蒔絵扇文箱文書解説」(堀田正久『堀田家三代記』新潮社、一九八五)に所収。
- (29) 影写本とは、原本の上に紙を敷き、原本を忠実になぞって手書きした本のこと、習熟した技術が必要とする。この影写年月日は一九五六年七月二日。本文後述のように、伊東多三郎が「扇の小箱」を調査したのと同年であることから、伊東の依頼で後日影写が行われ、史料編纂所に所蔵されたものと推測される。影写者は志賀慎太郎、校了は同一七日。校了者は山本武夫とある。
- (30) 堀田家所蔵の『颯言録』二本に関しては、堀田正久前掲書、および、同書所収の伊東多三郎「螺鈿蒔絵扇文箱文書解説」参照。なお、堀田正久氏は二〇〇三年に逝去されており、現在の保存状態は未確認である。
- (31) 堀田正久前掲書。
- (32) 同書。
- (33) 「明君録」の概要については、さしあたり深谷克己「明君録」(鶴飼政志他編『歴史を読む』東京大学出版、二〇〇四)参照。
- (34) 『徳川実紀』(黒板勝美編、改訂増補『国史大系』第四二

卷、国史大系刊行会他、一九三二）三五四頁。

(35) 『統芥説』（堀田家マイクロ『紀氏叢書別集』R二三三、一四）。

(36) 『芥説』（『紀氏叢書』内閣文庫所蔵）のうち、「氷淵」より。

(37) 同書。

(38) 同書。

(39) ちなみに、「氷淵」では、將軍繼嗣問題に関して、家綱は自らの病が重篤にして恢復の見込みがないと悟るや、

「讓天下於^出太弟綱吉公為嗣君、且臨其薨、召貴戚大臣、御牀之下各^次遺命」、自ら病床に近親・重臣を招いて綱吉に將軍繼嗣することを告げた、としている。つまり、正俊は、家綱の意志での禪讓説を唱えている。

(40) 前掲『芥説』正俊の跋文。

(41) 『五十首歌集』（堀田家マイクロR二三二・一二）。

(42) 同書序。ただし、実際には、五十首余りある。本文後述の『磯矢安審物語』には、「道歌のことく御詠ミなされし。歌二百首余りも有しを、大野金太夫哥道二心さし有しゆへ、此哥の中にて吟味いたし歌二もかなひ候やうなる道歌もあらは撰し。のこり八捨へしとの御意なり。依て何程も集へきと伺ひし時、我年五十一なれ八五十一首との御意にて撰す。其年の御仕合故二不思議の事なりと後、

金大夫物語候なり。此五十一首八御自筆二被遊しを安審も拝領遣せし也」とある。なぜ、不思議かといえば、正俊は五一歳で刺殺されており、その数と選する歌数が一致し、あたかも正俊が自分の死を予見しているかのように感じたからである。

(43) 前掲『江戸幕府日記』。

(44) 京都町奉行は山城・大和・近江・丹波四方国の勘定奉行を兼ねる。『古事類苑』によれば、「勘定奉行ハ、民治、財政、争訟ノ事ヲ掌リ、郡郷吏員ノ能否ヲ觀察ス、故ニ全国ノ郡代、代官」を支配し、「総テ幕府ノ民政財務ニ関スル一切ノ事ヲ掌」る役職である。なお、勘定奉行は会計監査だけではなく、訴訟などの民政も担当する民政官でもある。

(45) 老中と関西の奉行、勘定奉行によるコンビネーションによる国政・民政の運用は寛永飢饉のときに設けられた「飢餓奉行」を彷彿とさせる。

(46) ここには「藩」とは何か、という大きな問題があるが詳述するスペースがない。「藩」に関する筆者の考えは、拙稿・書評「高埜信治著『藩国と藩輔の構図』」（『日本史研究』五〇四、二〇〇四）を参照。

(47) 「正俊様御家中人数帳写但御所替前之留」（『天保校訂紀氏雑録』堀田家マイクロR二三〇・一〇）

- (48) 守谷目付役は藤平与左衛門(二〇〇石)、神足伊左衛門(二五〇石)である(慶安四卯年八月十五日老万石御分知之節御分人)堀田家マイクログR二三〇・一〇)。
- (49) 堀田正久氏旧蔵。前掲『堀田家三代記』参照。
- (50) 「我う」は現在では一人称複数(We)で用いられるのが普通だが、池田光政など、近世では大名が一人称単数(I)として自らを指す事例が見受けられる。正俊の書簡にも同じ例が頻出している。
- (51) 安中藩に関しては、さしあたり拙稿「安中藩」(大石学編『近世藩制・藩校大事典』吉川弘文館、二〇〇六)参照。
- (52) 「御家三ヶ条下案」(堀田家マイクログR四五・二)、『佐倉藩雑史』(堀田家マイクログR二三六・一六)。
- (53) 前掲『天保校訂紀氏雑録』。
- (54) 『申命録抜書』(堀田家マイクログR五一・二四)、前掲『佐倉藩雑史』。
- (55) 左左衛門は慶安四年(一六五二)、八兵衛は天和元年(一六八一)に家老となる。左左衛門はもと五〇〇石だったが、安中移封にともない加増され、七〇〇石となり、正俊の大身化とともに加増、最終的には二七〇〇石となる筆頭家老である。八兵衛は「民事に精しきをもて、専ら地方の事を營せしむ」とされる。ともに、国詰めの家老

- であった(旧臣草稿)堀田家マイクログR四四・一五八)。
- (56) 三月二八日付書簡(堀田家マイクログR二・二)。
- (57) 二月六日付書簡、若林左衛門宛(同)。
- (58) 双子の次男は正虎。福島・山形一〇万石の大名となる。
- (59) 別の書簡にも「小共不残息災…養生第一候。新屋敷作事も日なかき」云々と、左京らの息災を記したものがあ(若林左衛門宛、堀田家マイクログR二・二)。これも年次を欠き、二月晦日とあるが、この「新屋敷」とは、寛文一〇年末の一二月に拝領した本多美濃守の屋敷を指し、「作事」とあるのは、拝領後、その屋敷を装飾し直しているから、そのことを意味するはずである。したがって、この書簡も、寛文一一年二月と推測される。
- (60) 七月二六日付書簡(堀田家マイクログR二・二)。
- (61) 『不矜公逸事』(堀田家マイクログR四・四六)では、この兩名を堀田家の家臣としている。
- (62) 『不矜公記』『不矜公逸事』(堀田家マイクログR四・四七)。
- (63) 『堀田氏譜』(堀田家マイクログR四・三七)。
- (64) 東京大学史料編纂所所蔵『磯矢安審物語』。
- (65) 藩主の求めに応じて、藩主の祖先の業績を語るわけであるから、都合の悪い点が省かれ、美点が誇張される可能性があり、「明君録」的傾向を考慮しなければならない。また七〇年という月日は安審が長寿であり、その記憶は

かなり若いころのものであったことを窺わせる。

- (66) 『寛政三辛亥年二月差出 元祖筑前守正俊著述之書』(堀田家マイクロR二・二〇)のうち。「差出」名は「堀田相模守」であり、当時の佐倉藩主・堀田相模守正順が幕府に差し出したものの写しと推定される。

- (67) 『勅忠書』堀田家マイクロR二二三二・一二。「紀」氏は堀田家の姓であり、「紀公」とは正俊のことである。

- (68) 前掲『芥説』。

- (69) 前掲『続芥説』。

- (70) 『国史館日録』(『本朝通鑑』第一六〇一七、国書刊行会、一九一九)寛文一〇年(一六七〇)二月二三日。

- (71) 『寛政重修諸家譜』卷六二一。

- (72) 尾藤前掲書一八六〇一八八頁。『本朝通鑑』への改称は寛文一〇年。

- (73) 前掲『寛政重修諸家譜』。

- (74) 前掲『国史館日録』寛文一〇年(一六七〇)六月一九日。

- (75) 同書同年一〇月二三日。

- (76) 和島芳男『昌平校と藩学』(至文堂、一九六二)。

- (77) 前掲『国史館日録』寛文三年(一六六三)四月二三日。

- (78) 同書寛文一〇年一月一八日。

- (79) 『南塾乘』(続群書類従完成会、二〇〇五)。
(80) 天気だけの記述が続いたり、あるいは、何も記されていない箇所が長く続くなど抄本が多い。完全な写本は、内閣文庫所蔵の「昌平坂学問所」印のものがある延宝三年の一本しかない。寛永一〇年以降の正俊と林家の接触で、延宝三年の記事が詳しく回数が多くなっているのも、主としてその理由による。なお、『南塾乘』に関しては、小島武夫『南塾乘』改題(前掲『南塾乘』所収)参照。

- (81) 若尾前掲書二五九〇二六四頁。

- (82) 前掲『芥説』。

- (83) 同書。

- (84) 東北大学附属図書館蔵『本佐録』(平安読書室蔵版)。『本佐録』に関しては、若尾政希『本佐録』の形成(『一橋大学研究年報 社会学研究』(四〇、二〇〇二年)参照。

- (85) 前掲『芥説』。

- (86) 前掲『五十首歌集』。

- (87) 『唯一』『芥説余録』(堀田家マイクロ『天保校訂紀氏叢書別集』R二二二・一四)。

- (88) 前掲堀田家マイクロ『文明集』。

- (89) 『鷲峰先生自叙譜略』(前掲『国史館日録』所収)。

- (90) 『備中牧紀君』について、「牧」は司を意味し、古代中国では「州牧」といい、国司の意味があり、「備中牧」は「備中守」を意味する。また、堀田家は孝元天皇の後胤・武内宿禰に因み「紀」姓を持つ。『寛政重修諸家譜』(巻六

三五)においても「紀氏」姓である。フルネームは、堀田備中守叢翁紀正俊。

(91) 内閣文庫所蔵の『牧民忠告諺解』は、鷲峰の草稿であり推敲の跡が甚だしい。したがって、正俊のもとへは清書されたものが届けられたはずだが、堀田家文書の「蔵書目録」、および、佐倉藩の藩校の蔵書が収蔵されている佐倉高校の鹿山文庫には見あたらない。だが、『鹿山文庫目録』には、漢籍の「職官類」に「牧民忠告」二巻一冊」とあり、「江戸刊」と記されている。現在のところ、『牧民忠告』が単独で翻刻されたのは寛文期のみであり、正俊の蔵書であった可能性がある。今後調査したい。

(92) 『磯矢安審物語』には、「出家二ては品川の春澤和尚を信仰二て一ヶ月二一度程被参御物語御座候」とあり、正俊は仏教者とも交流があったようである。

(93) 『続芥説』跋(堀田家マイクログR二二二二・二二二二)。この跋は正俊の文集の跋、あるいは、『芥説』の跋とされていたが、後年、正俊の著作を校訂した『天保校訂系譜備考』(堀田家マイクログR二二二九・八)では、鳳岡の跋がこれらの書物に対応せず、『続芥説』との対応することを指摘している。筆者も同意見である。

(94) 前掲『芥説』。

(95) 「復静庵之記」(堀田家マイクログR二二二二・二二二二)

(96) 「復静」(同前)。

(97) 新氏の範疇は齊家・治国・平天下の三条目で、明明徳と新民の二綱領を实践する主体が天理に準じることがを止至善とする。『大学』の三綱領・八条目については、源了圓編『江戸の儒学』『大学』受容の歴史』(思文閣出版、一九八八)、吉田公平『陸象山と王陽明』研文出版、一九九〇年、二六五〜二八〇頁)参照。

(98) 朱子は右の八条目を階梯として捉え、王陽明は渾一のものとして捉えているところに特徴がある。朱子は格物・致知を重視するが、陽明は『大学』の要は誠意である」としている。したがって、正俊の場合、どちらかといえば、朱子学よりも陽明学に近いといえるかもしれない。だが、正俊が陽明学を学んだ形跡は見いだせない。

(99) 『集議和書』(『日本思想大系30 熊沢蕃山』岩波書店、一九七一、一六三頁)。「大学」は「経」と「伝」の部分からなり、「伝の初」を「誠意」とするのは、朱子ではなく陽明で、蕃山が陽明の『古本大学』を典拠にしていることがわかる。

(100) 正宗敦夫編『蕃山全集』第六冊(蕃山全集刊行会、一九四三)七六〜七八頁。

(101) 後藤陽一「熊沢蕃山の生涯と思想の形成」(『日本思想大系30 熊沢蕃山』岩波書店、一九七二)。

(102) 「誠者天之道也、誠之者人之道也」は『中庸』二〇章、「是故至誠者贊天地之化育也」も同じく『中庸』二二章を典拠としている。

(103) 前掲『続芥説』跋

(104) 杉岳志「徳川將軍と天変」（『歴史評論』六六九、二〇〇六）。

(105) 前掲『続芥説』。

(106) 「天和甲子春正月十有七日」前掲『芥説余録』。（堀田家マイクロ『天保校訂紀氏叢書別集』R二二二・一四）、および、同『叢翁文集』（堀田家マイクロ『天保校訂紀氏叢書』R二二二・一二）。

(107) 前掲『続芥説』。以下、「客星」に関する「或人」と正俊との問答は『続芥説』より引用。

(108) 前掲「氷淵」序。

(109) 戸川義郎他『世界宗教史叢書10 儒教史』（山川出版社、一九八七）。その他、宋代の天譴説について、小島毅『宋学の形成と展開』（創文社、一九九九）、日本における「天人合一」「天人相関」思想については、平石直昭『天』（三省堂、一九九六）などを参照。

(110) 前掲『続芥説』。

(111) 同書。

(112) 同書。

(113) 同書。

(114) 前掲『芥説余録』。

(115) 前掲『続芥説』。

(116) 同書。

(117) 同書。

(118) 水林彪「封建制の再編と日本の社会の確立」（山川出版社、一九八七）三〇〇〜三一頁。

(119) 「行^フ遠^ニ必^ス自^リ遯^キ、登^カ高^ニ必^ス自^ラ卑^ル」の典拠は、『中庸』第五章。

(120) 前掲『芥説』。

(121) 前掲『勸忠書』。

(122) 島田虔次『朱子学と陽明学』（岩波書店、一九六七）三四頁。

(123) 前掲『勸忠書』。

(124) 三宅正彦は、幕藩制国家権力の構成要素である主従制の思想原理を、社会意識形態として把握する必要性を説いている。三宅の「幕藩主従制の思想的原理―公私分離の発展」（『日本史研究』一二七、一九七二）は、その思想原理の特質を明らかにした優れた論文である。ただし、考察の対象が林羅山・山崎闇斎・熊沢蕃山・山鹿素行といった思想家に限られており、領主思想の分析には及んでいない。主従制と社会意識形態の関係を探るには、思

思想家ではなく、主従制を生きた当事者である領主の思想分析が不可欠である。

(125) 前掲『芥説』。

(126) 丸山眞男『日本政治思想史研究』（東京大学出版会、一九五二）。

(127) 前掲『勸忠書』。

(128) 前掲『芥説』。

(129) 同書。

(130) 同書。

(131) 古林森廣「元代の官箴書『牧民忠告』について」（東洋経済史学会編『中国の歴史と経済』中国書店、二〇〇〇）。

古林は県の次官級の役人を準官人とし、『牧民忠告』が対象とするのは、準官員と「本来の官員」をあわせて「牧民者」としている。

(132) 永原慶二・山口啓二「対談・日本封建制と天皇」（『歴史評論』三二四、一九七六）、山口啓二「鎖国と開国」（岩波書店、一九九三）五四〜六二頁、笠谷和比古「武家社会をめぐる諸問題」（村井康彦編『公家と武家』思文閣出版、一九九五）、高野信治『藩国と藩輔の構図』（名著出版、二〇〇二）五七九〜五八〇頁。

(133) 前掲『芥説余録』。

(134) 塚本前掲『徳川綱吉』七五〜七六頁。

(135) 定綱に関しては、「近世前期・『牧民後判』の成立と「仁政」思想の確立——伊勢桑名藩主・松平定綱を事例に」

（『書物・出版と社会変容』第一号、二〇〇六）参照。

(136) 前田前掲書九〇頁。

(137) 渡辺前掲書一七頁。

(138) 『羅山年譜』から、寛永一三年（一六三六）十一月、朝鮮使節来日の際、正盛は返答書の作成を羅山に依頼している。寛永一四年一二月には、正盛が將軍から侍従に任命された際、同席していた羅山が正盛に漢詩を贈っていることが確認できる。

(139) 『本朝通鑑』の編纂が終わった翌寛文一二年（一六七一）以降、林家が主催する儒教儀礼・積業礼に幕府の要人が参加するようになり、林家が儀礼を通じて幕府内での地位を向上させていく点については高橋章則「近世初期の儒教と「礼」（源了圓・玉懸博之編『国家と宗教』思文閣出版、一九九二）。

(140) 正俊は、この服忌令一件を『服忌令始末記』として、「聊記其大概、而為家藏之一冊子、以為他日之証者也」と書きのこしている。その後、一月九日、正仲は將軍から、服忌令の調査メンバーである信篤・友元・順庵らとともに、家康の幕府創業を記した『三河記（参河記）』（のち『武徳大成録』に改称）編纂の「総裁」に命じられている。

る。

(141) 正俊が理想とする「臣」は「虚構」の詩人・陶淵明である。「虚構」の意味については、一海知義『陶淵明』岩波書店、一九九七。淵明は晋の王室に仕えたが、桓玄のクーデタ、安帝の復位の後、「帰去来の辞」を残して隱遁生活に入った人物であるが、正俊は「陶淵明進則忠義也、退則閑居亦忠義也」と評している。堀田正久氏はこれを朱子の淵明説から影響をうけたものとしているが、そうだとすれば、正俊の君臣關係は、日本では珍しく「義合」説に近い。しかし、正俊は、『勸忠書』で「凡事君者、皆重祿感恩而奉公以勤者多、不可謂真忠乎。故違命犯……則恨恚即生。豈謂致忠之誠乎。唯以純一愛君之心而勤之可也」と述べている。つまり、俸祿の対価としての「奉公」を否定し、「君之心」に「純一」に仕える絶対的な主従關係を主張する。しかし、それは没我的なものではなく、「余見古今忠良之臣者、或臨患難而委身致死。或納直諫辭官祿、而自以為潔乃是而已」と述べている。「忠良之臣」とは、難局に際して身を挺するか、官を辞し祿をなげうつて君に「直諫」するか、二つに一つであるという。『颯言録』の卷三の最後の箇所は、正俊の諫言であったかもしれない。

(142) 神田館とは、二五万石の館林藩藩主であった綱吉の江戸館を指している。神田橋の近くにあつたことから、神田館と呼ばれる。大手門に近く、正俊邸とは通り一つ隔てて隣接している。

【付記】

本論文は、財団法人・徳川記念財団の第四回徳川奨励賞による研究助成を受けた研究成果の一部である。

堀田正俊年譜

元号年	西暦	事項	年齢	役職・所領
寛永11	1634	一月二日正俊、堀田正盛三男として江戸で生まれる。幼名は久太郎。母は酒井忠勝の女（『叢翁家譜』『本系譜』『寛政譜』）。	1	
寛永12	1635	將軍・家光の命令で、春日局の養子となり八歳まで大奥で育つ（『叢翁家譜』『本系譜』『寛政譜』）。	2	
寛永18	1641	八月三日竹千代（家綱）生まれる。正俊、初七日の祝儀に招かれ、竹千代に謁す。家光より御産殿に居住し竹千代の扈從役（小姓）につくよう命じられる（『叢翁家譜』『本系譜』『寛政譜』）。	8	扈從役 （小姓）
寛永19	1642	二月九日竹千代の山王社参拝に小姓衆らと供奉（『叢翁家譜』『本系譜』）。	9	扈從役
寛永20	1643	九月一四日春日局の病状改まる。臨終に際し、將軍より小田原藩主・稲葉正則の子女を娶るべき旨命じられる（『叢翁家譜』『本系譜』『寛政譜』）。二月六日春日局の采地のうち、相模国吉岡三千石を受ける（『叢翁家譜』『本系譜』『寛政譜』）。	10	扈從役
正保2	1645	十一月九日將軍、正盛の浅草別墅へ出向き、茶室で喫茶。正信、任地より帰り拝謁、小袖二襲賜り、正俊も小袖三襲る（『実紀』）。		扈從役
正保3	1646	一月八日家光の四男・綱吉、生まれる。	13	扈從役
慶安2	1649	四月一〇日竹千代の日光参拝に供奉（『叢翁家譜』『本系譜』『寛政譜』）。後、中奥に移る（『寛政譜』）。	16	扈從役
慶安4	1651	四月二〇日家光死去。父・正盛殉死。享年四四。臨終の席で正俊に「不矜」の遺訓を与える（『叢翁家譜』『本系譜』）。〔後に、不矜斎・不矜叢翁などと号し、不矜公と呼ばれる〕。殉死の前に、若林奎左衛門を呼び、正俊の家老となるべき旨を命じる（『保受録』『藩史』）。	18	扈從役 守谷藩
六月二五日、將軍代替わりの拝賀が行われる。殉死した堀田正盛・阿部重次の子ら、最				

寛文4	1662	六月三日朱印を賜る(『叢翁家譜』『本系譜』)。九月二四日公卿、芝参拝につき警衛(『実	31	奏者番
寛文3	1663	四月家綱の日光社参に供奉(『叢翁家譜』『本系譜』)。	30	守谷藩 奏者番
寛文2	1662	七月一九日長男左京(正仲)生まれる(『叢翁家譜』)。母栄。『叢翁家譜』では次男織部(正虎)の生年を翌年の七月一九日とするが、『寛政重修諸家譜』によれば、正仲と同年・同年の生まれであり双生児。一〇月三日明年の日光山供奉に指名される(『実紀』)。	29	守谷藩 奏者番
寛文1	1661	四月一二日正俊、土井利房とともに日光東照宮祭儀の監督(祭礼奉行)を命じられる(『叢翁家譜』『本系譜』『実紀』)。	28	守谷藩 奏者番
万治3	1660	二月二三日奏者番となる。兄正信、幕政批判の向きあり、九月二八日、寛永寺家光廟参拜の後、幕府に無断で佐倉に帰国。「堀田正信事件」。一〇月二一日正俊、上使として正信のもとへ向かい佐倉退去命令を伝える。十一月三日正信、脇坂安休(正盛次男、正俊兄)のもとに預け改易配流。一万石を、正国(正休)が継承。一二月六日正俊・正英は「遠慮」していたが、許しあつて出仕(『実紀』)。	27	守谷藩 奏者番
万治2	1659	四月二三日公卿の芝参詣のため、正俊つきそう(『実紀』)。一二月三日明年の勅使供奉につき、三月までに参府すべき旨命じられる(『実紀』)。	26	扈從役 守谷藩
明暦3	1657	一月二七日江戸大雪に見舞われる。西城下不明門へ八重洲河岸から仮橋を懸け、その門番に命じられる(『実紀』)。九月二〇日將軍、大猷院殿靈廟へ参拝。正俊、警衛につく(『実紀』)。	24	扈從役 守谷藩
明暦2	1656	一〇月一六日正俊、稲葉正則の子女・栄と婚礼(『叢翁家譜』『本系譜』)。このころまで、兄正信とともに浅草に居住(『本系譜』)。	23	扈從役 守谷藩
		後に詣昇る。正俊も兄・正信、三男正英とともに列す(『実紀』)。八月正俊、正盛一万八千石の領地のうち下総国(茨城県)相馬郡守谷付近の一万石を受け、都合一万三千石従五位下備中守となる。兄・正信一〇万石を相続し、堀田家当主に。弟・正英五千石、同正膳三千石(『叢翁家譜』『本系譜』『実紀』『寛政譜』)。一一月一七日、正俊雁問詰め命じられる。		

寛文5	1665	紀」。二月八日公卿、芝参拜につき警衛(『実紀』)。二月参勤交代で采地・守谷へ赴く(『叢翁家譜』)。このころ、四月二日付の「目付心得三力条」を守谷へ向けて発布(『三代記』)。	32	守谷藩 奏者番
寛文7	1667	五月二八日安中藩主・水野元知、罪を蒙り改易。安藤重伝預かりとなる。六月一日使番・荒木元政、書院番・堀直治、安中藩の監察へ向かう。六月八日正俊、七千石加増。都合二万石、安中へ移封。安中城主となる(『叢翁家譜』『本系譜』)。同一二日三男内匠(兵部・俊季・正高)生まれる(『叢翁家譜』)。同一二日江戸を出発して安中へ向かう(『叢翁家譜』)。安中に入部後、七月二日安中詰め筆頭家老・若林左衛門を使いとして、將軍に入部の報告と酒肴が献上される(『叢翁家譜』)。同五日、「御家三ヶ条」を家中に告知、さらに下知状九力条を添える(『申命録』『藩史』)。	34	奏者番 守谷藩 安中藩
寛文8	1668	三月五日渋谷の地を賜る(『叢翁家譜』『本系譜』)。	35	奏者番 安中藩
寛文9	1669	十一月一日朱印状を賜る(『叢翁家譜』『本系譜』)。	36	奏者番 安中藩
寛文10	1670	二月二二日正俊、若年寄に進み(『叢翁家譜』『本系譜』)、土井利房と合判となる(『本系譜』)。翌日、林鷲峰、鳳岡・人見友元とともに正俊邸を訪れ、若年寄就任祝いを述べる(『国史館日録』)。三月五日將軍、山里で花見の宴。土井利房とともに待す(『実紀』)。四月一三日鷲峰、鳳岡とともに稲葉正則邸に赴いた後、正俊邸に立ち寄り面談。後阿部忠秋邸へ行く(『国史館日録』)。一〇月一四日鷲峰、『本朝通鑑』の残り完成の旨、正俊、土屋但馬守、土井能登守利房らを歴訪し告げる(『国史館日録』)。同二二日、鷲峰の登城および国史館の存続につき、土井能登守・正俊より問い合わせ(『国史館日録』)。一月一八日鳳岡、正俊邸に赴き、月俸の判を受け取る(『国史館日録』)。一月一三日西ノ丸既前の本多美濃守邸を賜り、一八日三千両借銀し修復・修飾を始める(『叢翁家譜』『本系譜』)。	38	若年寄 安中藩
寛文11	1671	一月一日鷲峰登城、大老・老中・若年寄に賀を奉る(『国史館日録』)。同一四日鷲峰、正		

寛文12	1672	俊邸に赴き面談（『国史館日録』）。四月八日家光二回忌につき日光代参（『叢翁家譜』『本系譜』）。四月二四日鷲峰、梶定良（日光大猷院廟守護）より、正俊代参の様子を聞く。六月鷲峰、禁酒造令につき、土井利房・正俊より書状を受ける（『国史館日録』）。	若年寄 安中藩
延宝1	1673	二月一四日老中・阿部忠秋重篤な病につき、正俊が枕頭に呼ばれる。政務のことや中国製香炉を幕府に献上したい旨を託される（『忠秋、その後恢復するも、延宝三年死去』、『甘棠爐記』）。三月一〇日正俊、鷲峰のもとへ行き、小杉村の茶屋を学寮にすべしとの台命を伝える（『南塾乗』）。	若年寄 安中藩
延宝2	1674	十一月二九日家綱の隅田川での鷹狩りに同行。獲物の雁を賜る（『叢翁家譜』『本系譜』）。十二月二一日狩野常信筆・『七段馬図』を献上（『叢翁家譜』『本系譜』）。	若年寄 安中藩
延宝3	1675	十一月正俊、家老若林左衛門・本之助父子を招き、本之助に息子・左京らのことを託す（『藩史』）。	若年寄 安中藩
延宝4	1676	八月二二日鷲峰、春東が湯治から帰ってきたことを正俊に告げる（『国史館日録』）。一〇月二五日鳳岡、正俊邸で朝餉（『国史館日録』）。十一月一八日鷲峰、正俊邸で朝餉（『国史館日録』）。冬、『先公奉公』を著す（『同文奥書』）。	若年寄 安中藩
延宝5	1677	八月五日御台所・高厳院死去。遺命により飛鳥井榮雅筆『古今和歌集』を賜る（『叢翁家譜』『本系譜』）。十一月春東死去、十二月二日正俊、春東の墓について鷲峰に書状（『国史館日録』）。同二六日息子・左京、従五位下下総守に叙し、正伸と名乗る（『叢翁家譜』）。	若年寄 安中藩
延宝6	1678	六月一二日兄・正信、配流先の若狭を離れ京都に潜行していることが発覚、幕閣で問題となるも正俊、病と称して登城せず（『南塾乗』）。	若年寄 安中藩
延宝7	1679	九月一四日綱吉の兄、家光の次男・甲府徳川家重、急死（『南塾乗』）。一〇月二八日鷲峰・鳳岡・友元・狛庸ら正俊に招かれ漢詩を詠む（『紀氏叢書』）。十一月一〇日午刻、將軍西丸へ行く。正俊、供奉す（『叢翁家譜』『本系譜』『日次』）。十二月二九日、五千石加増。都合二万五千石となる（『叢翁家譜』『本系譜』『実紀』）。	若年寄 安中藩
		二月二八日正俊、將軍に昨年の加増を謝する（『実紀』）。三月二八日鷲峰・友元ら正俊に招かれ漢詩を詠む（『紀氏叢書』）。夏、弘文学士・林鷲峰『牧民忠告諺解』を正俊の	46 七月

		老中 安中藩
延宝8	<p>1680</p> <p>求めに応じ著す（同書奥書）。六月二十九日久世大和守死去につき、香典銀二〇〇枚を送る（『日次』）。七月一〇日土井利房とともに老中となる。一万五千石加増（『実紀』）。都合四万石。八月二二日稲葉正休とともに乗輿の免許あり（『実紀』）。一二月二八日従四位下に叙す（『叢翁家譜』『本系譜』『実紀』）。鷲峰・鳳岡、老中就任祝いの漢詩文を贈る（『紀氏叢書』）。</p> <p>二月息子・正仲、正俊に代わって安中へ赴き、翌八日帰府（『叢翁家譜』）。</p> <p>三月四日鷲峰病臥につき、正俊見舞う（『鷲峰年譜』）。</p> <p>五月五日正俊、友元に鷲峰の病状を心配する手紙を出す。この日鷲峰死去。享年六三。</p> <p>同日、家綱病床より正俊に將軍家の相続を綱吉とする裁可状を渡す（『家綱御内書』）。</p> <p>五月六日家綱、病状悪化により一門大名登城。正俊、將軍繼嗣について建言（『実紀』『水淵』）、また、綱吉の病氣平癒のため沐浴し祈祷。同七日、同じく祈祷（『正俊願文』）、「人見友元書状」。同八日正俊・石川乗政、綱吉が家綱の養子となり大納言となることを諸番頭に告知、未刻家綱死去（『憲廟』）。享年四〇。同月、正俊、家綱追悼と綱吉繼嗣に關する「水淵」著す（天和三年成立の『芥説』卷末所収）。五月二〇日正俊・兄、旧佐倉藩主・正信、家綱の死を知り、幽閉先の徳島藩で自殺。</p> <p>七月二一日江戸城白木書院にて土井利房、大久保忠朝らの諸侯とともに將軍と拝謁（『憲廟』）。</p> <p>八月四日正俊、評定所に出座（『実紀』）。五日綱吉より農民困窮につき、正俊に賑救すべき旨の内談（『実紀』『憲廟』『本系譜』）。同六日、綱吉より諸国の民事を司る特命下る（『実紀』『本系譜』）。同七日、綱吉、正俊と勘定頭四人を召しだし百姓困窮の打開策を謀るべき旨の命を下す（『憲廟』『実紀』）。同九日一橋の松平信輝邸を賜る（『叢翁家譜』『本系譜』）。同一日正俊、徳川領国内の百姓衰微のため、京都奉行郡代役（町奉行）・前田直勝・井上正貞、勘定頭・杉浦正昭、徳山重政、甲斐正親、目付・大岡清重らと対処すべき命を受ける（『実紀』『日記』）。同二八日正俊・大久保忠朝・土井利房は侍従に進む（『叢翁家譜』『本系譜』『実紀』『憲廟』『寛政譜』）。二三日綱吉、勅使より正式に</p>	47 老中 安中藩

	天和元		
	1881	<p>將軍として宣下される（『憲廟』）。</p> <p>閏八月三日正俊の名で幕領代官へ「民は国之本」条目を発布（『集成』）。同月二日、白木書院にて諸侯と列座し將軍昇進を賀する（『憲廟』）。同月一八日、將軍昇進につき、將軍家一門へ老中より御祝い。正俊は水戸光圀へ使いを遣る（『憲廟』）。この秋より正俊『颯言録』を執筆し始める（『颯言録』正本奥書）。</p> <p>十一月一日桂昌院の事を管すべき旨命ぜられ、同一二日小石川御殿に桂昌院を迎える（『叢翁家譜』『本系譜』）。一二月二〇日綱吉紅葉矢山参拝に供奉。この冬、鳳岡が正俊の文机について「遺愛机」と題し漢詩を贈る（『遺愛机』）。</p> <p>一月三日謡初めの盃台を献上（『叢翁家譜』）。一月三日謡初めの盃台を献上（『叢翁家譜』）。同一五日江戸城大手門の酒井忠清の屋敷を与えられる（『叢翁家譜』『本系譜』『実紀』）。</p> <p>二月二〇日東叡山大猷院廟へ代参（『実紀』）。同月二五日古河藩主となり、五万石加増。計九万石となり、受領名を筑前守と改める（『叢翁家譜』『本系譜』『実紀』『憲廟』）。</p> <p>四月二六日東叡山にて厳有院一周忌法要、正俊代参（『憲廟』）。五月八日將軍、東叡山の厳有院廟に参拝。正俊、將軍の御裾役を務める（『叢翁家譜』『憲廟』）。同月一五日妙法院門跡梵恕親王へ贈物する（『憲廟』）。六月三日將軍の紅葉山・東照宮においての除服（忌み明け）の儀の先導役となる（『叢翁家譜』『憲廟』）。この日、綱吉の日光代参を命じられ、翌日日光へ赴く。正仲登城して出発の旨伝える（『叢翁家譜』）。五日古河に寄り、七日参詣。八日古河に寄り（『本系譜』『憲廟』）。九日帰營（『叢翁家譜』『本系譜』）。『日光山御名代参詣日録』を著す（同書、『叢翁家譜』）。六月二一日越後騒動、綱吉親裁につき、正俊御三家・甲府綱豊らとともに列席。綱吉、正俊を通じて小栗美作・永見大蔵に発言（『叢翁家譜』）。〔実録『徳川太平記』によれば綱吉に厳罰を主張したのは正俊〕。七月一日祝儀につき、大広間に列座（『日次』）。九月一三日將軍から『伊勢物語』を賜る。</p> <p>十一月二〇日東叡山大猷院廟へ代参。十二月二日厳有院の尊像東叡山から紅葉山仮殿へ遷座につき、正俊、入仏の代参を勤める（『実紀』『憲廟』）。同月八日將軍、紅葉山厳有院廟へ詣で、正俊、豫参を勤める（『実紀』）。同月一日大老となり、左近衛少将に任</p>	<p>48</p> <p>老中 一二月 大老 安中藩 古河藩</p>

天和2	1682	<p>ぜられる(『叢翁家譜』『本系譜』『憲廟』『寛政譜』)。</p> <p>一月二日四方石加増、都合一三万石となる(『叢翁家譜』『本系譜』『憲廟』)。同月二四日將軍、三縁山台徳院廟に参拝。正俊先導する(『実紀』)。『勸忠書』著す(同書序)。</p> <p>二月琉球中山王の使いを応接(『叢翁家譜』『本系譜』)。四月一日、中山王の使い・名子王子を諸侯とともに江戸城に迎える。同月一六日名護王子に將軍からの言葉と贈り物を賜う(『憲廟』)。同月二六日徹有院三回忌につき、法事。正俊代参す(『憲廟』)。この四月八力条の下知条を古河領に出す(『申命録』)。五月幕領に「忠孝札」が出される。同月二日勅使の勞をねぎらう(『憲廟』)。同月八日東叡山の徹有院廟へ参拝、正俊先導(『憲廟』)。</p> <p>八月二二日浅草本誓寺に朝鮮通信使入る。正俊勞をねぎらう(『憲廟』)。二八日西城に朝鮮通信使来る。正俊幕閣とともに供応。將軍幼きをもつて正俊名代として三使の拜を受けんとするも、朝鮮通信使、自国の礼と異なるをもつて拒む(『実紀』)。その後も九月まで朝鮮通信使と応接(『叢翁家譜』『本系譜』)。九月四日將軍、今後、対馬の宗義真に今後、韓国との交渉は正俊の指揮を受けるべく命じる(『実紀』)。同月六日正俊、阿部正武とともに、朝鮮通信使への返書・儀物などを託され、通信使に捧げる(『実紀』)。九月一八日幕府、正俊の建議により大船・安宅丸を壊す(『実紀』)。同月二〇日將軍、大猷院廟へ参詣。正俊、供奉する。同月二四日紅葉山大徳院廟へ参詣。正俊予詣を命じられる。一二月一日正俊次男・正虎、奥小姓を廃して菊間詰めとなる(『憲廟』)。同月一五日長男正仲、従四位下に叙す(『憲廟』)。同月二七日正虎、伊豆守に任ぜらる(『憲廟』)。</p> <p>四月人見友元、『勸忠書』に跋を寄せ、『勸忠書』成る(同書跋)。五月七日正俊、罹病(『叢翁家譜』『本系譜』)、『実紀』では閏五月九日)。六月七日將軍より正仲に服忌旧令を参考するように命られる。同月『芥説』脱稿(『芥説』序)。一〇日恢復登城(『叢翁家譜』『本系譜』)。</p> <p>七月二三日家臣・若林奎之助ら呼び、家政を息子・正仲に任せることを告げる(『本系譜』)。七月二五日武家諸法度改訂の布告に臨席。鳳岡・友元も同席し、鳳岡法令よみ聞</p>	大老 古河藩
天和3	1683	<p>50</p> <p>大老 古河藩</p>	大老 古河藩

年譜典拠文献一覽

『集成』↓高柳眞三他編『御触書寛保集成』岩波書店、1934。
 『叢翁家譜』↓『叢翁紀羽林家家譜』（『天保校訂紀姓堀田氏家譜』堀田家マイクログR225・3）
 『寛政譜』↓『寛政重修諸家譜』巻645。
 『本系譜』↓『天保校訂紀姓堀田氏本系譜』堀田家マイクログR255・1。

貞享元	1684	<p>かせる（『座席図』『実紀』）。同月二十六日、大広間にて高家・留守居役、布衣以上に対し、鳳岡法令読み聞かせ。正俊・牧野成貞、法令発布の件につき、將軍より酒を賜る。同月正俊の文集『芥説』、友元の序を得て完成す（『芥説』跋）。同下旬『続芥説』、鳳岡の跋を得る（同書跋）。九月陶淵明にちなんで『歸去來図跋』を著す（同文奥書）。同九日、淵明の隱遁説について友元に訪ね、返書をもらう。一〇月一〇日正俊、側用人牧野成貞とともに熊山蕃山を招聘。幕府の儒官としようとすも、蕃山辞退す。一〇月一〇日正俊、武王伐紂論を上す（『叢翁家譜』）。十一月『颯言録』の書名について友元から示唆を受け、一旦脱稿。しかし、一二月に全四巻のうち、巻四を削除（同書奥書）。一二月九日正俊、『武徳大成記』の編纂總裁を命じられる（『叢翁家譜』、『憲廟』では一二日）。一二月二九日、綱吉の病氣平癒を輪王寺門跡に祈禱するよう要請（書状之留）。</p> <p>一月三日謡初めの盃台を献上（『叢翁家譜』）。一月一七日將軍以下大名、紅葉山参拝。『幕下詣于紅葉山鎮』を書す（同文序）。三月『服忌令始末記』著す。四月一七日將軍病氣につき、正俊、紅葉山代参（『憲廟』）。同月二〇日將軍病氣につき、正俊、東叡山代参（『憲廟』）。同日藤沢浄光寺へ『奥書』を書き贈る（同文奥書）。この夏『芥説余録』が編まれる（同書吉川惟足奥書）。同秋『五十首和歌』を撰す（同書序）。八月二八日正俊、江戸城に於いて、正盛の従弟、若年寄・稲葉正休に刺殺される（『叢翁家譜』『本系譜』『寛政譜』『実紀』『憲廟』）。一〇月一〇日正俊所領のうち、正俊に一〇万石、正虎に二万石、正高に一万石分与（『実紀』『憲廟』）。一〇月二七日正俊邸（元・酒井忠清邸）、保科正容に与える（『実紀』）。</p>	51	大老 古河藩
-----	------	--	----	-----------

- 『実紀』↓『徳川実紀』（改訂増補『国史大系』第42巻、国史大系刊行会他、1931）。
 『保受録』↓『保受録』堀田家マイクログR14。
 『藩史』↓『佐倉藩雜史』堀田家マイクログR236・16。
 『三代記』↓堀田正久『堀田家三代記』新潮社、1985。
 『申命録』↓『申命録拔書』堀田家マイクログR51・24。
 『国史館日録』↓『国史館日録』（『本朝通鑑』第16（17）、国書刊行会、1919）。
 『甘棠爐記』↓『甘棠爐記』（堀田家マイクログR232・2）。
 『南塾乘』↓『南塾乘』統群書類従完成会、2005。
 『紀氏叢書』↓内閣文庫所蔵『紀氏叢書』。
 『正俊願文』↓延宝8年5月6日堀田正俊「延宝八年之御書」（堀田正久氏旧蔵）
 『鷺峰年譜』↓『鷺峰先生自叙譜略』（前掲『国史館日録』所収）。
 『憲廟』↓『憲廟美録』（常憲院贈大相国公実記）内閣文庫所蔵。
 『家網御内書』↓堀田正久氏旧蔵「徳川家網筆御内書」。
 『日記』↓内閣文庫所蔵『江戸幕府日記』。
 『正俊願文』↓堀田正久氏旧蔵「堀田正俊願文」。
 『人見友元書状』↓堀田正久氏旧蔵「人見友元書状」堀田正仲宛。
 『芥説』↓『芥説』（内閣文庫所蔵『紀氏叢書』所収）。
 『統芥説』↓『統芥説』（堀田家マイクログ『紀氏叢書別集』R233・14）。
 『芥説余録』↓『芥説余録』（堀田家マイクログ『天保校訂紀氏叢書別集』所収R232・14）。
 『勸忠書』↓『勸忠書』堀田家マイクログR232・12。
 『五十首和歌』↓『五十首歌集』堀田家マイクログR232・12。
 『氷淵』↓前掲『芥説』所収。
 『日次』↓内閣文庫所蔵『柳宮日次記』。
 『颺言録』正本奥書↓東大史料編纂所所蔵・影写本『颺言録』。
 『遺愛机』↓『遺愛机』（堀田家マイクログR232・12）。
 『書状之留』↓堀田正久氏旧蔵「日光御門跡へ御請并書状之留」。
 『幕下詣于紅葉山鎮』↓前掲『統芥説』。

※堀田正久氏旧蔵史料は前掲『堀田家三代記』の巻末附録に伊東多三郎監修の史料集として掲載されている。